

平成25年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成25年6月6日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会期決定について	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 3号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報告
第 4	報告第 4号	事故繰越し繰越しの報告について（一般会計）	
第 5	報告第 5号	継続費繰越しの報告について（一般会計）	
第 6	報告第 8号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 7	報告第 9号	大竹市文化振興事業団の経営状況について	
第 8	認 第 2号	専決処分の承認を求めることについて（平成25年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））	即 決
第 9	議案第42号	大竹市附属機関設置に関する条例の制定について	（一括） 総務文教付託
第10	報告第 6号	予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）	報告 （一括）
第11	報告第 7号	継続費繰越しの報告について（水道事業会計）	
第12	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即 決
第13	議案第41号	固定資産評価員の選任の同意について	即 決
第14	議案第43号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第15	議案第44号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第16	議案第45号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	即 決
第17	平成25年請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	総務文教付託

○会議に付した事件

○日程第 1 会期決定について（表決）

○日程第 2 一般質問

○出席議員（16人）

1 番	西 川 健 三	2 番	大 井 渉
3 番	網 谷 芳 孝	4 番	藤 井 馨
5 番	乃 美 晴 一	6 番	児 玉 朋 也
7 番	北 林 隆	8 番	山 崎 年 一
9 番	細 川 雅 子	10 番	日 城 究

11番 上野 克己
13番 原田 博
15番 田中 実穂

12番 寺岡 公章
14番 二階堂 博
16番 山本 孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼
福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙
管理委員会事務局長
総務課危機管理監
企画財政課長
産業振興課長併任
農業委員会事務局長
自治振興課長
環境整備課長
福祉課長
監理課長
都市計画課長
上下水道局業務課長
総務学事課長
生涯学習課長

入山 欣郎
大原 豊
大石 泰
太田 勲男
青森 浩治
正木 丈治

長谷川 寿男
稲田 正文
西岡 靖成
米中 和成

高津 浩二
吉岡 和範
中川 英也

吉田 茂文
野田 英之彦
吉原 克彦
香川 晶則
栢 英彦
重本 隆男
野崎 光弘
橋村 哲也

○出席した事務局職員

議会事務局 長
議事係 長

福重 邦彦
三浦 暁雄

会期決定について

平成25年6月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

平成25年6月6日提出

大竹市議会議長 西 川 健 三

自 平成25年6月 6日

14日間

至 平成25年6月19日

会 期 日 程 表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
6. 6	木	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願上程（付託） ・散会
7	金	(予備日)		
8	土	休 会		
9	日			
10	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
11	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
12	水		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会	10時～
13	木		安心安全対策特別委員会	10時～
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水	本会議		・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会

+

平成25年6月大竹市議会定例会（第2回）

一般質問通告表

1

2番 大井 渉 議員

質問方式：一問一答

小方学園に移転後の子供たちの状況、また廃校となった地域の振興策の進捗状況をお聞きします。

児童生徒は、移転した「小方学園」の環境に順応していますか。

学校生活に問題点などありませんか。

統廃合された地域の振興策はどのように進んでいますか。

栗谷小中学校は今後どのようなお考えを持っておられますか。

小方小中学校跡地の計画についてお聞きします。

学校の移転に伴い、解体計画と跡地利用計画はいつごろ公表されるのですか。

また、地元自治会からの、文化や伝統行事の継承のための要望に伴う公園設置の約束はいつ頃果たされるのですか。

2

10番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

善良な市民に合わせる顔がありますか、本市の生活保護行政。

市の財産は、すべて市民の共有財産です。だから、公平に公正に管理しなくてはなりません。一昨年の9月議会で、生活保護について質問しました。家賃の扶助を受けながら、それを長期にわたって、家主に支払っていない事件です。すでに、市からの支給は止めたように伺っていますが、その後、家主に対して支払いを開始できないか？と尋ねたところ、「契約がないから払えない」との回答でした。そうであれば、一昨年までは、契約がないにもかかわらず受け取っていたことになります。刑事事件ですよ、これは。

市有財産の譲与、無償貸付等に関し、正しい管理運用とは。

市の財産は、すべて市民の共有財産です。だから、公平に公正に管理しなくてはなりません。しかし、民間に貸し、口頭での説明だけで地代を取っていないケースがあります。大願寺のずさんな土地売却も、これらが下敷きなのかも知れません。手続きなしに安売りしたり、安く貸したりしてはいけないことを御存じですか。その様なものはありませんか。

附属機関の設置条例について、大切なのは委員の人選。

「よそ者、馬鹿者、若者の視点を大切に」とよく言われます。委員の人選において市外の方を一定数義務づける考えはありませんか。岡目八目と言いますが、客観的な視点が必要です。代わり映えのしない面々の改善にもなるかと思えますし、最近目立つ、常識外れ事件の対策になるかも知れません。同時に、議事の全公開など、委員の責任も明確に定めて下さい。責任を問われない附属機関は有害です。

3

13番 原 田 博 議員

質問方式：一問一答

少子社会に対応した本市のまちづくり、再編についてを問う。

減り続けていた本市の人口は、大願寺造成地の住宅建設やわがまちプランに先駆けて実施してきた子育て支援など、さまざまな定住に向けた対応により、この5月では、人口が増加に転じたと聞いています。

少子高齢化が進む中、減少傾向を急激に食い止めることは、困難だとは思いますが、今事例は、細やかな対応の積み重ね如何により、活路があることの確かさであり、今後の施策展開を期待するものです。

一方では、日本が抱えている諸問題の大きな核心の一つは、高齢化と人口減少です。

少子高齢化が進む中で、32年連続での15歳未満の子どもの数の減少は、総人口に占める子どもの割合が、過去最低の12.9%になるなど、少子社会の現状が、浮き彫りとなっています。

正に、少子社会は、現役世代の減少であり、福祉、医療、年金など多くの生活に関する制度が、今のままの制度を続けていけない、確実に無理がある、奈落に転がり始めたことは、誰の目にも明らかです。

そのことは、本市の問題、課題でもあり、中長期的視点に立った、少子社会に対応したまちづくり、解決に向けた展望を早急に示すべきだと思います。

併せて、わたくしは、昨年の9月議会の一般質問で、工業用水道の能力などに関し、今後の工業用水道事業の経営健全化、工水の安定供給、工業用水施設の老朽化、耐震化構造への対応について、質しました。

更には、先日の生活環境委員協議会で説明がありました大竹市下水道長寿命化・耐震化計画、また、平成24年3月に作成されました社会教育施設等の再編だけではなく、庁舎や保育所、市営住宅などの公共施設、或いは、道路や橋梁また新たなごみ処理システムなど多くの施設の機能強化・維持が、今後のまちづくりの一つとして挙げられます。

そのためには、今後も社会減の割合を緩やかにするため、子育て支援等の定住化の取り組みを、継続・永続的に押し進めていかねばなりません。

加えて、地域社会の将来への不安が高まる中、本市や近郊では、多くの外国人が働きながら暮らされています。地域の活力の一端を海外に求めることは、今後も続くでしょう。

そのようななか、外国人の活用、共生も今後の地域活性化には欠かせない視点となるでしょう。企業などと連携した積極的な対応を図るべきだと思います。

さて、アベノミクスへの期待、株式市場の株高、円安など、一見、経済・景気構造は好転しているように見えますが、5月10日財務省は、国債と借入金、政府短期証券を合わせた『国の借金』がこの三月では992兆円、来年の三月末には、今年度に国債を新たに発行することから、1,107兆円に膨らむと発表しました。

私は、その数値の大きさを測りきれていない分、その対応、財政構造改革、将来に向けた取り組みが示されないことに、不安を感じてなりません。

国の財政状況の疲弊が厳しい中、本市の現状分析、財政状況、人口動態を見通した対応、まちづくりへの方向性が問われます。広範囲な総合的な判断が求められます。限ら

れた人的・財政的資源での施設の統廃合など、時代に即した整備計画が必要です。

については、少子社会に対応した本市のまちづくり、再編についてのお考えを問います。

市制60周年記念事業、今後のまちづくりに向けて、ゆるキャラの導入についてのお考えを問います。

最近の町おこし、発信に、一役も二役も担っているのが、ご当地キャラ、ゆるキャラです。

代表的なものが熊本県のくまモンであり、その波及効果、経済効果は強烈なものがあり、多くの人たちから共感を得ています。

最近、市民の人から、本市でも本市のPRの対象としてのご意見、市の考え方について、問われます。

ご承知のように本市には、キャラクターとして、コイちゃん、たけしくん、さつきちゃん、留学生のアゼイリャさん、ピースくん、ガッツくん、博士、きょう子ちゃん、かん太くんなどがいて、日夜を問わず、本市のイメージUPに向け、一生懸命にがんばってくれています。

さて、大竹市は、来年平成26年9月1日に市制施行60周年を迎えます。この記念すべき日を、前1年間＜平成25年9月～平成26年8月＞で周知し、盛り上げていくことから、25年度予算には、市制60周年記念事業として三百万円が予算化されています。

わたしとしても、記念事業のメニューについては、とても興味があります。市制60周年、そしてそれ以降の大竹を愛するまちづくり、未来に向けて、先に紹介いたしましたキャラクターの具現化など、ゆるキャラ導入についてのお考え・取組みを問います。

4

16番 山本孝三 議員

質問方式：一括

米軍機の岩国基地での夜間飛行訓練について

・岩国基地での米軍機夜間訓練実施の予備基地とされるように聞くが、市長としての対応を聞く。

・オスプレイの訓練も昼夜問わず恒常化しているが、日米合意事項は守られているのか。

職員の給与・退職金等の引き下げ問題について

・地方の自主性・自律性、そして地方分権の流れに逆行するものではないでしょうか。
 ・国と市の給与水準の比較の上での実態説明
 ・すでに退職金についてはこれから3年間で17%カットとされるが、その削減額、給与カットと併せ人件費の減額は。

地方財政計画に措置される交付税の活用について

・防災・減災対策に向けた取り組み
 ・都市基盤・生活環境向上に資する財源手当

5

6番 児玉朋也 議員

質問方式：一問一答

市所有の建築物を整備・改修していく中での取り組みについて

今後整備・改修を行う公共建築物への木材利用促進にどの様に取り組んでいかれますか？

保育所の老朽化・安心安全な環境について

市所有の保育所は老朽化が進み、乳幼児には安心安全な環境ではありません。保育所の耐震改修の優先順位はどの位置にありますか？

災害の内容により避難開設場所に適した建物と、適さない建物があります。日常誰にでも解るように見える化をご提案します。

6

8 番 山 崎 年 一 議 員

質問方式：一問一答

本年4月1日、改正高年齢者雇用安定法が施行されました。その影響・現状・対応について問います。

法は、60歳定年を引き上げる。継続雇用制度を取り入れる。定年制度を廃止する。の3項目のどれかを実施するよう求めています。法改正から施行まで短期間でしたが、市内中小・零細企業の対応は、どのようになっていますか。法改正から施行まで周知期間が短期間でした。企業・労働者への周知徹底についても伺います。

継続雇用制度では、経験豊富な高齢者の雇用が安定することで、若い世代の雇用に不安が生じます。若年層の採用を控えるなどなど予想されますが、市内企業の新規採用は雇用義務化がどのように影響していますか。その対応について伺います。

市職員の再任用の現状と今後の取り組み、方向について伺います。また、今後3年間の退職予定者数、再任用により職場に残られる職員はどれくらいと想定されていますか。再任用により新規職員の採用に影響が及ぶと思いますがどのように対応されますか。また、高齢者の先輩が職場に残り、後輩職員が上司の役割を果たさなければならないことで、あつれきやストレスが心配ですが、どのように対処されますか。

十

ごみ有料化に関する市民説明会について問います。

「ごみ減量化を目的」として、昨年12月の議会で議決され、4月から市民説明会が実施されています。

本年10月実施のごみ処理手数料導入の市民説明会の実施状況について、また、市民説明会で把握された「住民の意見や要望」について伺います。

市民説明会を通じて、市民からの提案など行政として取り組むべき問題、検討すべき課題が有ったのではないかと思います。どのような提案がされましたか。また、どのように対処されますか。

新教育長の就任にあたって、決意と課題について問います。

大石教育長におかれましては、ご就任誠におめでとうございます。新教育長就任の決意を伺います。また、いくつかの課題をもって就任されたと思いますが、課せられた課題について伺います。学校教育についてのお考えもあわせてお願いします。

いじめや不登校など、児童の問題行動について根本的な根源はどこにあるのかについて伺います。また家庭教育の充実についてのお考えもあわせて伺います。

大竹市で初めての中・小一貫校の開校を経験されました。開校から2カ月ですが現時

点での評価・問題提起などありましたら伺います。

小学校の問題行動について、2月27日の総務文教委員協議会においては、「教育委員会・学校・教師・保護者の懸命な取り組みで解決に向かっている」とのことでした。その後の推移について伺います。

7

9 番 細 川 雅 子 議員

質問方式：一問一答

子育て支援のセーフティネットとしての病後児保育について

平成25年4月から病後児保育事業は休止しています。

本事業は開始当初より、利用者が少ないことが課題として議会で取り上げられていましたが、市長は、セーフティネットとして事業継続の意思を示していました。

この度の唐突な事業休止は、今までの議会への説明との落差を感じざるをえません。納得の得られる説明と今後の方向についてお尋ねします。

また、今後事業が再開されるにしろ、それまでの間のセーフティネットとして何を準備しているのか、さらに、子育て支援の未実施事業の見通しについてもあわせてお尋ねします。

8

12 番 寺 岡 公 章 議員

質問方式：一問一答

市内小中学校の一貫教育の様子と、今後の展望はいかがですか。

・小方学園がスタートして3ヶ月の様子をお聞かせください。

・大竹、玖波でも一貫教育を進めておられますが、施設一体型との違いを新たに確認できた事がありますか。

・栗谷中学校が休校して1年少々経過していますが、一貫教育について、他地区と比べた課題などありますか。

・また、施設の生涯学習・生涯スポーツの利用についてもお聞かせください。

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、北林隆議員、8番、山崎年一議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、諸般の報告について、被表彰者名簿、議案第45号を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、このたび全国市議会議長会から表彰を受けられる山本議員、寺岡議員には長年にわたる御労苦、そして御活躍に対しまして心より敬意と感謝を申し上げたいと存じます。まことにおめでとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、繰越明許費繰越しなどの御報告。大竹市土地開発公社の経営状況について。大竹市文化振興事業団の経営状況について。専決処分の御承認を求めること。固定資産評価員の選任の同意について。条例の制定、または一部改正について。市道路線の廃止及び認定についてなど合わせて13案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明させていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましてはどうか十二分に御審議いただきまして、ぜひとも議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川健三） 日程に入ります前に、去る5月22日開催の第89回全国市議会議長会定期総会の席におきまして、永年勤続等の表彰がありました。表彰状及び記念品の伝達を行います。受賞者はお手元に配付していますので、名簿のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（福重邦彦） それでは受賞されました方のお名前を申し上げますので、表彰台のところまでお運びをお願いいたします。

市議会議員45年以上特別表彰、山本孝三殿。

○議長（西川健三） 表彰状、大竹市、山本孝三殿。あなたは市議会議員として45年の永きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第89回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。平成25年5月22日。全国市議会議長会会長、佐藤祐文。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（福重邦彦） 市議会議員10年以上表彰、寺岡公章殿。

○議長（西川健三） 表彰状、大竹市、寺岡公章殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成25年5月22日。全国市議会議長会会長、佐藤祐文。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（福重邦彦） 以上をもちまして、表彰状並びに記念品の伝達を終わります。

○議長（西川健三） これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

+

## 日程第1 会期決定について

+

○議長（西川健三） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの14日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（西川健三） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制を取り、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して、一括して答弁を受けます。

2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けていますので、順次発言を許します。

2 番、大井 渉議員。

〔2 番 大井 渉議員 登壇〕

○2 番（大井 渉） おはようございます。会派、市民の味方の代表といたしまして、大井が質問させていただきます。よろしくお願いします。

本日は2つのことについて御質問させていただきます。多少の関連質問はあるかと思いますが事前通告しておりますので、明確な御答弁を期待しておりますのでよろしくお願いします。

まず最初に小方学園の移転後の児童・生徒たちの環境の変化に伴う問題点について。また廃校や休校となりました地域の振興策の進捗状況。これが第1番目の質問でございます。

大人でも環境が変わればストレスを感じますが、学校の場所が変わったこと、また統廃合された小学校など、児童や生徒たちも2カ月たった今ごろに何か体調面で変調を来している子供たちもいるのではないかと案じておりますが、どのような状況でしょうか。

メリット、デメリットという言葉がふさわしいかどうかわかりませんが、統廃合、新校舎になってよかったこと。今後注視していかなければならないことなどありましたら、現時点の状況をお聞かせいただきたいと思います。

また、今後、栗谷中学校の存続か、廃校かのことにつきまして、保護者や地域としての考え方。それから、それに伴う行政や教育委員会としての見解をお尋ねしたいと思います。

市長の後援会ブログにオール・インというのがございまして、見させていただいております。2006年の市長選初出馬の時のローカルマニフェストでございまして、記述されております。日付は2006年6月16日金曜日に更新されておりますが、7年前のお約束ということでございます。その中に政策展開、3つの政策の中に栗谷に山の学校、阿多田に海の学校、木野に川の学校、穂仁原はちょっとございせんけど、穂仁原も多分川の学校だと思っておりますけど、市街地にまちの学校を設け、相互に教師同行で教育合宿（合宿学習）を行うよう教育委員会に求めますと。海の学校や川の学校は廃校となりました。今さら言っても始まることではないですが、しっかりフォローすべきことではないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、廃校や休校となりました地域の振興策、地域からの要望もお聞きされていると思いますが、そのことについて行政からの提案、それから地域からの要望、そういうものの進捗状況についてお伺いしたいと思います。

次に2番目の質問でございます。

小方小中学校跡地の利用計画についてでございます。

既にこの質問は過去に2回させていただいておりますが、そのときの御答弁は地域の人や議会と相談して進めるという趣旨だったと思っております。そして、民間に27億円で売却するということでした。

まず、解体工事の計画、何月からどのように解体していくのかというようなそういう計画。それから解体後、民間売却できる時期は大体いつごろがめどになっているのかということでございます。そしてその後の跡地利用の民間売却はどのようなまちづくりを考えて

おられますでしょうか。地元自治会からの文化伝統行事の継承は時の市長も約束されていますし、議会も採択しています。ＪＲ小方駅もわがまちプランにも計画として記述されています。いつごろに地域や議会に計画が示されるのでしょうか。また、跡地28億円の売却資産計上は確かな金額なんでしょうか。大願寺土地造成のように13億円という金額が3億5,000万円というような非常に安い値段になることをとても心配しております。以上のことにつきまして、御答弁のほどよろしく申し上げます。

以上で壇上での質問は終わります。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは大井議員の御質問にお答えします。

まず、小方学園に移転後の子供たちの状況、また閉校となった地域の振興策の進捗状況についての御質問でございますが、私からは統合された地域の振興策はどのように進んでいるかについてお答えし、その他の御質問につきましては後ほど教育長からお答えいたします。

本市では学校の統合に関しまして、保護者と教育委員会との間で一定の合意が得られた段階で、学校跡地の利活用については自治振興課が窓口となり、地区の方々と一緒に協議を進めています。まずはその進捗状況をかいつまんでお答えいたします。

最初に木野地区につきましては、木野町づくり委員会と協議を進めています。地区の文化・交流拠点施設となる木野集会所を本年度内に建設することとしております。現在協議しながら基本設計を作成している段階ですが、おおよその間取りなどが決定したところでございます。

次に阿多田地区につきましては阿多田島離島振興協議会と協議を進めています。現在、小学校の校舎の解体設計を行っているところでございます。体育館は残しますが利活用の方向性はまだ決まっていません。学校の跡地活用については、地区としてはスポーツができる防災広場を要望すると聞いております。

次に穂仁原小学校がある川手地区は、川手地区自治会連合会と協議しているところでございます。校舎のランチルームを改修し、連合会の活動拠点として地区住民の交流等を図る場所にしたいとの要望を受け、現在どのように改修していくか協議しているところでございます。

最後に栗谷地区でございますが、現在栗谷中学校は休校となっており、保護者と教育委員会との間で統合についての合意に向けて協議中ですので、自治振興課と栗谷地区との間で協議したことはございません。

次にもっと大きな視点での地域振興策の御質問でございます。学校がなくなるから人口が減少するのか。人口が減少するから学校がなくなるのか。議員におかれましては前者のお考えを強調されているようでございますが、社会の動きや人間の思考には多面性があり、何事も一つの事象だけで現在に至っているとは言い切れないと思います。人口減少、そして少子化は日本全国で起こっている問題であり、このスピードを少しでも緩やかにしようというのが現在の私も大きな目標でございます。しかしながら一方でその社会に適した

行政システムを構築することも必要なことであり、教育委員会からは子供の成長の視点を、子どもはそれを受けて全体的な視点からこれまで幾度も学校のあり方を見直してまいりました。その結果閉校になった地域に対しましては、コミュニティ、文化活動、避難施設などの学校教育以外の機能につきまして、それぞれの地域から要望をお聞きしながら協議を行ってきております。ここも私はまず大竹市全体が一つの地域としてよいまちになることを一番に考えております。そしてその上でそれぞれのコミュニティや、産業を単位とした地域の振興というものを考えていきたいと思っております。

次に2点目の小方中学校跡地の計画についてお答えいたします。

学校の移転に伴う解体計画につきましては、後ほど教育長からお答えいたします。

跡地利用計画につきましては、民間売却を基本としておりますので、なるべく自由に絵が描けるよう最初から枠にはめたくないという思いがあります。ただ、小方新駅の設置につきましては、地元からの熱い要望もありますので、何もないうまま全て自由というわけにはまいりません。岩国大竹道路の詳細な設計が公表されましたら、現在不透明になっている複数の案件について具体的に検討できるようになりますので、そこがスタートであると思っております。

次に平成19年度にお示した土地造成特別会計の地方債償還スキームにある、旧小方小・中学校跡地28億円が償還財源として組み込まれている件でございます。

平成23年度に宅地部分の売却により償還スキームを一部見直していますが、このときには28億円の金額は変更していません。ただし、計画当時から5年が経過しており、当然土地の価格は変動しているものと思われます。旧小方小・中学校跡地につきましては、平成24年度末に会計間での交換を行い、現在は土地造成特別会計の土地となりましたので、平成24年度決算における将来負担比率の算定につきましては、当初の28億円ではなく、現在の固定資産税評価額等を用いて算定することとなります。当初予定していた額に算定した額が達しない場合につきましては、これまでも説明させていただきましたとおり、大願寺地区土地造成支援基金を財源とした繰出しを、平成42年度以降も続けていくことになるものと思われます。

次に、公園設置の約束はいつ果たされるのかという御質問でございますが、本件につきましては、見解に食い違いがあるようでございますので、少し長くなりますが、ここで経緯を説明させていただきます。

大井議員が引き合いに出されている豊田市長の代に市が約束したと言われている文書は、岩国大竹道路対策地元協議会が平成11年11月に出された「岩国大竹道路建設計画に対する陳情書」に対する平成12年1月の回答のことと思われます。この際に御要望がありました8項目につきましては、それぞれ誠意を持って回答し対応いたしました結果、現在までに次のような状況になっております。

1点目につきまして、「立ち退き者が少なく、地域に優しい、思いやりのあるルートへの変更の再検討を」という要望をいただきましたが、本件につきましては種々検討の上、総合的に判断して決められた最適ルートと考えており、変更は考えていないことを回答しています。

2点目に「通行料金の無料化を前提とした取り組み」を要望されておりますが、本件につきましてはさまざまな要望活動が功を奏しまして、既に無料化の決定がされているところでございます。

3点目といたしまして、「国道2号との合流部から玖波方面への渋滞の懸念」からその対策を要望されましたが、本件につきましても現在も関係機関や近隣自治体と連携し、国への継続した要望活動を行っているところでございます。

4点目として「立ち退き者に対しては、高齢者、身体不自由な人々でも安心して生活できる代替地の確保と早期の発表」を望んでおられます。当時は近隣地への移転先確保について調査検討している段階でしたが、これまで立ち退き者の意向を踏まえて移転代替地の確保に努めるとともに、平成20年1月には晴海1丁目の分譲受け付けを開始いたしております。また、商業者に対しましても晴海第1公園を移転代替地として造成いたしました。

5点目の「ルート周辺の住民に対し、日照、騒音、排気ガス、じんあいなどへの万全の対策と、景観保持、生活の利便性、生活環境保全への十分な配慮」に対しましては、計画設計段階で適切な保全措置を講じること、また、供用後も周辺生活環境の保全については適切な対応をしたいと回答しており、国において環境影響評価を実施しているところでございます。

6点目に「ルート周辺にある古い生活・文化財に対しては、効果的な保存対策を望む」との要望がございましたが、これには「建設省とはもちろん、関係機関と十分な打ち合わせ協議を行い、文化の継承、保存に力を入れたいと考えている」と回答しています。

7点目では「JR小方駅の設定」の強い要望をいただいております。「JR小方駅の設定は大竹市のまちづくりには欠かせないと認識しており、当面はまちづくり計画などで位置づけ、検討したい」と回答しております。

そして8点目では「現在にも増して劣悪な教育環境となる小方小学校を、児童教育に適した環境のよい場所へ移転すること」を強く望まれています。本件につきましては、大願寺宅地造成地への移転も視野に入れ、よりよい教育環境整備に努力することを回答しておりますが、今年度小方ヶ丘に小方学園が開校したところでございます。

以上、改めて8項目の要望を並べてみましたが、大井議員が引き合いに出されているのは、「ルート周辺にある古い生活・文化財に対しては、効果的な保存対策を望む」とある6点目の要望事項のことではないかと思われます。繰り返しにはなりますが、この部分だけはもう1度詳しく説明させていただきます。

市からの回答は、「建設省とはもちろん、関係機関と十分な打ち合わせ協議を行い、文化の継承、保存に力を入れていきたいと考えています。」でございます。議会にも同様の陳情を出されておりますが、平成12年12月に議会採択された折にこの陳情を審査した岩国大竹道路対策特別委員長が、この項目に関しては「文化財の保護については文化庁や関係機関に相談し、適正な対応をいたしてまいりたい」との建設省からの回答を報告されております。その後庁内では、岩国大竹道路対策地元協議会からの要望8項目にも対応した小方まちづくり基本方針を平成14年11月に策定し、これまで事業を推進したところでございますが、その中にも「小方の町のイメージの継承として、小方地区の文化財の保存に配慮し

つつ、小方の町のイメージが残るようにまちづくりを進める」という記載があるだけでございます。これら一連の文章を読み返して見る限り、公園を設置するというような具体的な約束はされていないようでございます。もちろん、私の代になってからいただきました平成24年3月、及び平成25年2月の小方3自治会からの要望につきましても、公園設置について具体的にお約束をしたことはございません。とんどや盆踊りなどの伝統行事がまちのきずなを深める役割の一端を担っており、大切であるという考えはよく理解しております。しかし、それは、例えば小方小学校跡地になければできないというものではございません。一つの手法にこだわらず、どのようにすればできるのかを地域の皆様と一緒に考えていければと思っております。

最後に私の7年前の約束の栗谷に山の学校、阿多田に海の学校、木野に川の学校、市街地にまちの学校を設け、相互に教師同行で教育合宿を行うよう教育委員会に求めますということが言われております。決してその考えに変わったわけではございません。大竹のそれぞれの地域の特徴を子供たちがよく理解し、大竹全体を理解してもらうために教育委員会にはそれぞれの場所で合宿してもらうようなことを要望し続けており、またそういう施設、その場所は十分に可能性があるというふうに考えておりますのを最後につけ加えて答弁させていただきます。

以上で大井議員への御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

十

○教育長（大石 泰） おはようございます。私にとりまして、これが初めての答弁となります。よろしくお願いします。

それでは、大井議員の質問にお答えします。

最初に小方学園の環境への順応と、学校生活の問題点について合わせてお答えします。

小方学園が開校して早、2カ月が経過しました。600名近い児童・生徒が日々同じ場所で生活しておりますので、多少の問題は生じていますが、子供たちも新しい校舎にすっかりなれ、それぞれの教室で熱心に学習に取り組み、休憩時間には校庭で元気に遊んでいる様子が見られます。また、現在は初めての小中合同大運動会の開催に向け、連日練習に励んでいるところでございます。旧穂仁原小学校及び旧阿多田小学校の子供たちも皆、元気に通学してくれています。新しい学校になれば、友達がふえるなど、保護者からも安心していただいております。ただ、通学に関しましては多くの地区の子供たちが通学距離、通学時間が長くなるなど課題が生じています。しかし、これまで以上に地域の方やボランティアの方の御協力をいただいております、子供たちは元気に登校しています。

次に栗谷小学校と栗谷中学校の今後につきまして、お答えいたします。栗谷中学校につきましては平成23年4月から休校としており、現在も閉校についての合意に向けて保護者等との協議を続けているところでございます。教育委員会といたしましては、今後も理解を得られるように協議を続けてまいりたいと考えております。

次に栗谷小学校についてでございます。現在10名の児童が通学しております。5年後には児童数が2名もしくは3名と、極めて少人数になることが予想されており、余りに少人

数になりますと、集団の中で育まれるべき力が十分に伸ばせないのではないかと危惧しているところでございます。

次に学校の移転に伴う解体計画についてお答えします。

平成25年4月の小方学園の開校に伴い、一部を除き学校施設を今年度中に解体することとしています。予算の範囲内で効率よく解体を実施していきたいと考えており、現段階の計画では夏以降、旧小方中学校校舎、旧小方小学校校舎及び体育館。旧小方小学校校舎の解体を行いたいと考えております。解体計画につきましては解体業者が決定後、早い段階で近隣自治会等にお知らせしたいと考えております。

以上で大井議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 副市長。

○副市長（大原 豊） 今の教育長の答弁の中で旧阿多田小学校というべきところを、旧小方小学校と答弁しておりますので、旧阿多田小学校にかえて訂正させていただきます。どうも済みませんでした。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） 市長には細かく御答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず1番目の問題でございますが、子供さんたち、児童生徒がそういう環境が変われば、特に統廃合もされて一緒になるということがあれば、その辺をちょっと心配していたのですが、今のところないようでございますので安心しております。今後も注意深く教育委員会としても目配りをさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど市長のほうから答弁があったんですが、地域の振興策についてでございますけど、いろいろな木野の町づくり委員会とか阿多田の離島振興協議会とか、川手地区の自治会連合会、それぞれとの協議をされとるということでございますけど、私が言いたかったといいますか、あるいは地域の方も求めておられるんだと思うんですが、箱物も当然老朽化しておりますので、そういう物を建てかえるということは一つの安心・安全面で必要だろうと思いますし、利便上も大切なことだろうと思うんですが。箱物だけで振興策というのは、振興策にはならないんじゃないかと、私は思っておるんです。先ほど市長が言われましたように人口が減ったから、あるいは子供さんたちが減ったから学校がなくなったのか、逆に学校がなくなったから子供さんたちが少なくなったのかという、鶏が先か、卵が先かというお話だと思うんですが、今までにIターン、Uターンを含めて地域への人口の増加策が見えてこないんです。あくまでも、たとえば松ヶ原地区を取りましても、松ヶ原にはそういう大きな施設はできました。だけど私が見る限り、松ヶ原地区が、地域が活性化し非常に若者が帰り、というような状況ではないと。だからそれが箱物にかわるというだけというのでは本当の振興策ではないのではないかと考えているんです。その辺も今までにも当然廃校になるということになれば、先ほど教育長が言われましたように栗谷なんか数年後には2人とか3人。小学校がですよ、小学校がそういう状態になるわけですから、30キロ前後ある距離を小学校の1年生が、恐らく4、50分かかろうと思うんですが、そこを往復で通ってくるということはさせてはいけないと思うんです。肉体的にも。精神的にも。参ってしまうんだろうと思うんです。だからそういう地域の学校を残

す策が見られないんです。私はそこを言いたかったんです。

それから市長が先ほどまた言われましたけど、市長さんのブログの中に7年前にあった海の学校、山の学校、川の学校ということを言われました。今でも変わりはないと言われるんですが、変わりがないと言っても学校を解体するんでしょう。解体してどうして学校が残るんですか。学校を解体して何かにそういう市長のブログの中に書いてありますように、そういう合宿ですか、教育合宿、こういうものを行おうにも校舎なんかを解体したらできるんですか、実際。電気設備とか水道設備とかどうなるんですか。だからそういう細かいところにもちゃんと配慮した御答弁をいただきたいと思います。

だから特に栗谷地区なんかは2人とか3人とかという推計が出ておりますけど、それをどうしたら少しでも帰って来ていただいて、児童生徒が減らないで学校が存続できるのか、その辺のことをぜひお答えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、過疎が急速に進んでいる地域をどのように振興していくかということについては、これは大竹だけではなく日本全国の問題になっております。我がまちでも栗谷地区をどのように、じゃあ振興していくかということ、非常に頭を悩ませているところで、考え続けているところでございますが、今御指摘のようなことがございましたら、議員としてどういう振興策があるかということ具体的、もし提案でもあればお知恵をいただきたいというふうに考えております。今、栗谷から出て行かれた方々がどのようにしたら本当に帰っていただけるのか、お一人、お一人に手紙を出し、その人に帰ってくださいと説得すれば帰ってくれるのか、そういうことは大変難しい状況にあります。そして栗谷地区は農業と林業で過去は生きてきた、生計を立ててきたまちでございます。その地域が農業、林業が今の日本の国の中で大変難しい状況にある中で、じゃあ生活の糧を得るにはどういうやり方があるかというようなこと。そういうことを今、悩み続けているわけでございます。大竹の地では農業は専業農家の方が1人しかいないようなまちでございます。その中でどうやって生計の糧をあつめていけるのかということについて、いつも頭の中にその問題を思い浮かべながら考えているような状況でございます。そして今、学校がなくなったらその地区で合宿ができないのじゃないかというふうな御指摘がございましたが、阿多田には体育館が残ります。木野も体育館が残ります。穂仁原も今の学校の校舎は、今からの計画でございますが、残ります。そういう意味でこれから栗谷地区をどうするかということ、早くに結論を出さないと何の計画もできないということ。閉校式、それから閉校記念冊子もできないような状況のままで、数年間おいたときにどういう状況になるかということについても、ぜひ考えを及ぼしていただきたいというふうに思います。タイミングを逸しますと何にもできない状況のままに廃校になり、そのまま衰退していくこととなりますので、ぜひその辺のお考えを聞かせていただけたらというふうに思います。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） 前もそういうことを聞かれたと思います。私は答えました。まず、いろんな地域で廃校になっておりますけど、学校を廃校にするということ打ち出したことそのものが間違っているんです。そういうことを打ち出したら、それはそこに人は帰って来

なくなるんです。名前出して恐縮ですけど、栗谷郵便局長さんと私が話したときに、10世帯ぐらいの子供さんが帰ってくると言っておられたそうです。名前も聞いております。けど学校がなくなるのだったら、お父さん、悪いけど私は栗谷には住まないよと、子供がかわいそうだからと。だから沿岸部や隣の廿日市、あるいは和木等に家を建てられた。そういう現実があります。この10年間若い人が帰って1軒も家が建っておりません。だからそういうものを先に行政や教育委員会が発表するんじゃないに、そうなった時に地域や保護者の方が、もうどうしてもこれはやっていけないから、何とか統廃合を考えてくださいと言われた時に一緒に考えるんであって、先に行政がなくしますよと、そうしてその地域の振興を考えろと、それは出て来ないと思います。だから話があべこべだろうと私は思っています。だから、今からじゃあ、どうしていくのかということですけど、それは私も本当に考えておりますけどなかなか難しい問題だと思っております。

特に何が心配かと言いますと、川手地区もそうですし、栗谷地区もそうなんですが、道路が非常に狭い。それから災害、特に水害とか。今、気象状況もいろいろ変わっておりますので、そういう災害が起きたときに誰がどう助けに行くのかと言ったら、地域では消防団員さんしかおってないんですよ。7年ぐらい前、台風が来たときには通行どめになっとなつたんですよ。ですからこちらの市役所のほうの対策本部に電話しても、通行どめだから行けませんという御返事だったんです。当時の総務課長に私お電話したんです。夜中の11時から12時ごろだったと思いますけど。そうしたときに地域の消防団員さんが一生懸命来てくれたわけです。ただ、道路が冠水して消防車がストップして我々の所には来ることはできませんでした。そういう消防団員さんまで来られなくなるんです。そういうことを想定して何とか残そうという考え方を先にされるべきであって、何とか早く、1日でも早く御理解いただいて早く廃校にしたいというのではなしに、何とか学校は残しますよと、残すための努力をしますよという発信力のほうが大切なんじゃないんですか。その発信力がないから学校がなくなる、なくなるという発信力ばかり出るものですから、誰も帰られない。若い人が帰られない。10年間家が1軒も建たない。そうすると先ほど申し上げましたように、今からの災害とかに対しての自助・共助、これも難しいから公助に頼るしかないような地域もたくさんあります。国も自助・共助を外そうとしていますけど、それは無責任だと思います。やっぱりそういう地域、そういう弱い人をどうして助けるかが政治でしょう。それが政治の基本だと思います。私は何とか雇用の場でも特に福祉、そういうものを考えていただく。そうすればそこで雇用も生まれ、あと議会のほうでも取り組んでおられますけど、観光産業という言葉がありますけど、産業というのは難しいかもわかりませんが、そういうものに結びつくということ。とにかく雇用、あるいはそこでできないマロンの里を含めた、そういう所でできないものを何か、やっぱり知恵を出していくことだろうと思っております。

とにかくなくするという、学校を廃校にするという情報は発信してほしくないんです。小学校までなくなりますから。その辺を再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（大石 泰） 先ほど私の答弁の中で、阿多田小学校と言うべきところを間違えて

言ったことをおわび申し上げます。それと栗谷中学校についてですが、平成23年4月というふうに休校の時期を申しましたけども、平成24年4月と訂正させていただきます。

先ほどの大井議員の質問でございますが、やはり栗谷中学校の休校にあたっては、地域・保護者と教育委員会としましては、非常に丁寧に協議をしてきたというふうなことを承っております。確かに30年前と比べると子供の数が大幅に減っており、少人数の中で子供たちに育むべき力が、集団として育む力が本当に育っているのかどうか、やはりそういうところが懸念されるものでございます。コミュニケーション能力とか、また課題を見つけていく力、また解決していく力。そういったものが集団の中でやはり培われていくことというものが大切ではなかろうかと考えたときに、子供たち一人一人のことを考えたときに小さな人数の中で、少ない人数の中で本当に子供たちの将来にとってどうなのかといったときに、やはり、義務教育、小学校、中学校ということを考えるときにやはり教育委員会としては、今の休校という線を打ち出していったというふうに思っております。また、今後についても、やはり栗谷小学校につきましては極めて人数が少なくなりますので、やはり保護者や地域の方としっかり協議をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 御意見はいただいたけど、質問はなかったというふうに理解いたしましたが、振興策については議員と同じように難しい問題だということ、共通の認識を持っております。これから栗谷の地区をどのように振興していくかということの課題につきましては、私自身、栗谷が大好きで月に1回はお伺いするような地域でございます。その地区をどうやって活性化させていくかということは、検討をし続けたいというふうに思います。

十

それともう1点、小学校がなくなったから子供さんが帰っていかないということと合わせて、栗谷地区には小学校がなくなったので大竹の小学校に通うことができるので、帰って来たというような事例もお聞きいたしております。そういう意味で功罪というのはいろんな人々の考え方でかわって来るんだなというふうに思いますので、その辺の御理解も幅広くいただきたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） ぜひ中学校につきましては、前教育長さんのほうが休校になるに当たって地域の説明会に行かれたと。それがわずか1回だけだったと地域から聞いております。地域としてですよ。保護者の方には何回も説明されたのかもわかりません。地域には休校になると1回だけです。「休校になります。廃校を考えております」と。それだけです。丁寧に説明されてはいないと思います。そこはよく今までの記録を見ていただきたいと思っております。丁寧に説明するというのは、2カ月に、あるいは1カ月に1回ぐらい地域の方と色々な振興策や、中学校が廃校になるのだったら小学校をじゃあどう残していくかという地域の振興策を保護者や地域の自治会、あるいは地域のそういう人たちと話をしていく。それをされてないんです、1回だけなんです、休校しますと説明に行かれたのは。だから私は言っているんです。ぜひ新しい教育長さんのもとでは足を運んでいただいて、

その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の問題ですけど、小方小学校、中学校、跡地の利用計画について。先ほど市長のほうからる当時の地元の協議会からのことについてございました。この前も小方地区の3自治会長とお話をしました。新しい自治会長さんもおられましたし、かわられました。今、自分たちはなぜ2回そういう陳情書を出したかという、岩国大竹道路ができて、百数十軒の立ち退き者。家がなくなり、今年は小方の小学校、あるいは中学校の校舎もなくなり、まちは廃墟と化してしまう。現在もそうなっているでしょう。だけど小方地区が長年やってきた文化伝統行事。この夏の盆踊り、12月には餅つき大会、地域のレクリエーションもあります、スポーツ大会もあります。それから1月のとんどと。これがまさしく地域の文化財だと私は思っています。文化庁がどうかこうとかいう問題じゃなしに、文化財という言葉はそういう幅広くとれる問題だと、そういう言葉だと私は思っております。だからそれもちんちんとした地域の文化財です。それをやる場所がないからああいう陳情書を出したんですよということを、新しい自治会長さんも含まれてですね。だからぜひ議会でもちゃんとそのことをお話していただきたいと。それを続けたいから、やる場所がないからああいう陳情書を出したんですよと。あるのならああいう陳情書を出しませんと。それから去年の11月、スポーツ大会をやりました。そのときに自転車の数、旧小方学区を中心にやったわけなんですけど、立戸から御園台から黒川から小方から。そのときに自転車が300台近くとめてあったんです。で、今年の自治会の総会のときもそうだったんですが、やはり高齢者の方が非常に多いと。そうしますと、国道を渡るのもどうだろうかというような話が自治会の総会のときに出るんです。だから高齢者も参加していただきたい、そういう行事にですね。とんどとか、盆踊りとか。あるいは地域のスポーツ。餅つき大会。そういうものに参加していただきたいから、だから今の小学校の跡地を少し分けていただけませんかと、分けてといったらおかしいですけど。公園として認めていただけませんかという要望なんです。それが先ほど市長が言われた当時の8項目の中の6番目に該当するんじゃないでしょうかと。新しい自治会長さん3名が来られたんです。それで、最終的にはそのときに我々がそういう場所を確保できるのならそういう陳情は大竹市にしないんだけど、それが無いのだからこういう陳情書を出させてもらったんですと。ぜひ議会でもそういうことを言ってほしいと言われるので、きょうそういう質問をさせていただいたということが、まず1点と。

それから、解体計画はわかったんですが、解体後のまちづくりについては、市長は以前もそうだったんですが、地域や地元と協議しながら進めますと。これ市長の言葉で非常に印象に残っている言葉があるんです。大願寺地区の土地造成地区を売るのに4年も5年もかかったと。それから権現橋で電柱を1本動かすのに3年ぐらいかかったと。そうなんです。計画を決めて成果が出る、実現するまでに3年も5年もかかるんです。だからもう解体するというのはわかってるわけなんですから、今決めても3年から5年かかる可能性があるわけです。だからこれも、私これ2回ぐらひ質問しとるんですが、いまだにいつどういふことをどういふふうにしたいと、あるいは腹案が2つあるとか、3つあるとかそういうものがあるのか、ないのか。いつごろ公表されるのかというのが答弁の中にないんで

すが、解体される時期は来年の3月までに解体されると。その後どういうふうにするのか、いつ公表されるのか。絵も描いてみたいということですけども、絵もいつごろ描かれるのか、その辺の御答弁をぜひお願いしたいと思います。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 小方の方々は非常に元気で、体育大会には自転車で来られるということで今お聞きいたしました。自転車で来られる高齢者の方は、国道を渡ることは苦にもされないというふうに思います。どこでやるかということについては地域の方がきちんと決めていただく。それから体育祭については、せっかく新しい小方学園ができたわけですので、細川議員が以前議会で言われましたが、新しい学校をどう地域の中で生かしていくか、新しい文化をつくっていくかということについても、ぜひお力をいただきたいというふうに思います。小方学園、小方小学校を大願寺に上げてくださいますということは公式の文書によりますと、正式に小方の方々の要望で上がったものでございます。そのこともぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

それから跡地をどのように利活用するか、絵はまだ描けないかということでございますが、岩国大竹道路の具体的な設計が、もう間もなく動き始めると思います。その時点でどういうまちの構想をするかということが具体的に動き出す、そのスタートになろうかと思えます。もちろん自分の中には夢がありますので、いろんなことを、1週間に何日かは地図を広げながら自分で赤鉛筆、色鉛筆で色塗りしているような状況でございます。自分なりの考えを持つ中で、職員また市民の皆さん方の御意見をいただく中でどうやるか。でも一番大きなポイントは、やっぱり小方駅の実現性をどう見据えるかということ。小方駅を前提としてまちをつくるということになれば、物事の動き方が変わってきます。小方駅をつくる実現性はJRとの交渉の中でいただいた話では、まず第1につくることはできますよと。2番目に国道2号とのタッチをしっかりとってくださいよと。3番目には費用については地元負担ですよと。そして4番目には乗客をふやしてくださいということが条件になっておりますので、そのことをきちんと踏まえて物事を動かしていきたいというふうに思いますので、お力添えよろしくお願いします。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） これで最後にいたしますけど、今市長が言われましたように、そういうことは地区懇談会でも発表されたようでしたよね、市長の口からですね。当然私もそう思います。駅をどうするかによって、あそこの跡地の活用というのはいろいろ変わって来ようかと思います。JRのほうの条件もお聞きしております。

それからもう1点。市長のほうが言われたのが新しい学校を利用してくださいと言われるんですが、高齢化が進まれたので、例えば三ツ石地区の人なんかは逆にそういう体育祭には参加されなくなりました。だから自転車で来られるから大丈夫だと言われるんですが、徒歩で来られた方はもっと多いんです。だからこれはちょっときょうの質問とは違いますが、投票所が変わりますしね、小方地区は。今までは小学校の跡地だったわけです。旧小方小学校が投票所だったわけですけど、この夏の7月の参議院議員選挙から場所が変わるわけです。じゃあ今市長が言われたように、せっかく小方学園ができたんだからあそこ

を投票所にすればいいじゃないですかと。市長の言い方はそうですよね。でも自治会は皆だめですよ。だから大竹市役所にほぼ決まりですよ。だから口で言うのは、たやすいんです。だけど実際にそういう行事に参加されたり、お世話をされる人は大変なんです。だからその辺をぜひよく考えていただいて、そういう地域の行事ができるように、ぜひ場所の御提案をいただきたいと思います。元気な人が多いと思いますし、元気であっていただきたいと思いますので、そういう行事も続けていきたいと思っておられる自治会長さんはじめ、役員の方もおられますので、新しい所を使うといってもなかなか無理があるようでございます。投票所を見たらわかりますように、今のように投票所は小方学園ではなしに、大竹市役所にしてくださいと。あそこは急ですから無理ですと。というのが自治会の総意でございます。それ一つ見てもいろんな行事があの上ではできないということを御理解いただいて、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 続いて10番、日域 究議員。

〔10番 日域 究議員 登壇〕

○10番（日域 究） おはようございます。新生クラブの日域でございます。よろしくお願いいたします。

最近よく株が下がりますけども、きのうも昼から安倍さんのスピーチに合わせるように株が下がりましたよね。私は自民党員です。現政権は当然支持をしていますけども、日銀にあそこまで強烈なことをさせておきながら政府はあんだけしか言えんのか、という不満はあります。肝心なことは全部パスしましたよね。そういう中途半端な日本の小さな一つの市であります大竹市。大竹市としてはどうするかという話はたくさんありますけども、そういう観点から質問させていただきます。どうぞよろしく御答弁のほどお願いいたします。

一昨年9月議会だったと思うのですが、生活保護のことを私質問しました。それから少しは変化して問題が一応公然のものといえますか、公になったような気はしますけどもある段階から進んでおりません。そのことについてが1番目です。

生活保護の話という質問というか、生活保護の話と言いますけども、これは生活保護全体を捉えた、今法律が変わったりしていますけどもそういう話とは全く関係がなくて、現に生活保護を受けて生活されている方たちのためにも、こういう間違っただけの状況をいつまでも温存しておくことはやめてほしいんです。結局内容は長年、市から住宅扶助を受けながら1度も家主には払っていないという話です。現在もそうなんですけども、その後最近になって担当部署にお話に行きました。そうは言っても何とか家主さんに家賃分払えんかねという話をしたら、担当部署の方が契約がないから払えないとおっしゃいました。そういう認識までいっているんかという気はしましたけども、事の発端は家主から見たら家賃をくれないわけですから出て行ってほしいですよ。それで裁判起こして勝訴したわけです。その段階で当然賃貸契約の無効確認はできています。自分が裁判で訴えられた以上、本人が知らないという理屈はこの日本の中では通じません。そうなるとうどうなるか。市のほうは裁判の当事者ではありませんから、民の裁判で賃貸契約が取り消されても市のほうはそこまでは知りませんでしたと。以前もらった契約書があるのでそれが有効に機能し

ていると思って、それに基づいて住宅扶助は支給し続けましたと言えればそれはそうですよねと。それ以上私も突っ込んで調べろなんて乱暴は言いません。それはわからなかったのは仕方がないかもしれません。でも、もらっていたほうはどうなるか。根拠がないのにもらってますよね。これはかなり刑事事件に近いと思います。だったら今無効だから払えないと言うのであれば、その前の月までは無効だけど払っていたということですね。無効だけど払っていたということは、無効だけど受け取っていたということです。それを直ちに刑事事件にしろとは言いません。そういうこともあるんじゃないけん、そろそろ潮どきにしてお宅かわってくださいやと。わしらだって立場がある。堪忍袋という物がある。もう切れそうじゃ。何でそういうことが言えんのか。それを言うのが公務員の仕事でしょう。私そう思うんですよ。生活保護の担当者に聞いてみると感情すら持っていないような気がします。もっと真面目に仕事をやれと思いますが、そのあたりの見解をお聞きしたいと思います。

2 番目です。大願寺のことがまことに不本意ながら裁判にまでいってしまいました。それはそれとして、おかげで真剣勝負ですから、物すごく勉強になります。それは命がけで勉強しております。そういう中で市の財産の無償贈与とか無償貸与とか、例外的な物というのは当然あり得ます。それで他に目を転じたときに大竹市にそういう物がないかなと思って頭で描いてみたんですけども、私の認識ではさかえ保育所というのが例外的にありました。もちろんあのこと自体が間違っているとは思いません。政策として間違いはないと思いますが、議会で調べてみたら建物の無償譲渡については地方自治法237条でしたか、何かそれを根拠にして議案が出ておりまして、私も当然賛成したと思います。

土地の無償貸与については議案がなかったんです。あれれという気がしました。そういう前提でこの2 番目の質問はさせてもらったのですが、政策が正しいとしても、やはり手続だけはちゃんと踏んでほしいと思って書きました。これが2 番目の質問です。

3 番目は今回の6 月議会に議案が出ておりますが、附属機関の設置条例について。今回の議案の中では1 番重みがあるのかなという気がしますけども、これはここに書いてある文章を読ませてもらいます。

よそ者、ばか者、若者の視点を大切にと言われます。委員の人選において市外の方を一定数義務づけるお考えはありませんでしょうか。おか目八目というのは囲碁の言葉ですかね。要するにおか目と言ったら2 人が対局しているわけですけども、縁から見ている第三者、悪く言えばやじ馬ということですけども、側から見ている人間はよくわかるわけです。八目先まで読むということですね。それをおか目八目と言うんですが、客観的と言うことですね。そういう意味で客観的な視点が必要ですし、今回の議案の提案理由にも外部からの意見を市行政に反映させる仕組みだと明記してあります。外部の意見を取り入れたふりをするのか、本気で取り入れるのか、これで全く違うと思います。かわりばえのしない面々かどうか私正直言ってよく知らないんですけども、でもかなりメンバーは重複してますね。かわりばえのしない面々の改善になるかとも思いますし、最近目立つちょっとクエスチョンマークを感じるような事件の対策になるのかもしれない。同時にこういう外部機関の人に意見をもらうわけですから議事の全面公開などもやっていただきたいです

し、そのことによって発言者には一定の責任を持っていただきたい。責任のない人が議事を公開しない、名前を伏せておく、そういう秘密の中でしゃべったことを根拠に市長が物を決めるというのは、やはり民主的な市政から見たらちょっと違うんじゃないかなと思います。特に今回は市民活動助成金というものがありまして、あれもあの中に2点ほど不可思議なものを感じておりますけども、それはまた次の質問にしたいと思っております。何はともあれ市民皆さんの市でございます。だから皆さんの意見を広く求めてそれを最終的に議会なり市長の権限なりで物事を絞り込んでいきます。そのプロセスだけはすごく大事ですから、その重要性については市長、職員さん、我々議員も含めて大事にしていきたいと思っておりますので、以上3つの質問、どうぞよろしく御答弁のほどお願いいたします。

壇上での質問を終わります。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは日域議員の御質問にお答えします。

まず1点目の生活保護に関する質問についてお答えいたします。平成24年9月議会でもお答えいたしましたように、特定の個人に関する御質問につきましては、個人情報保護のためお答えすることができませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。一般論として住宅扶助を受けながら家主に家賃を支払っていなかった場合、その人が家主さんと話をして不払い分家賃を計画的に支払っていく話がついたのであればそちらを優先し、家主さんに支払わないのであれば不正受給として返還を求めます。なお、告訴につきましては、不正受給の手段の悪質さ及び社会的影響を考慮して判断するものと考えます。

私は生活保護制度は市民の皆様の信頼に応えた制度でなければならないと思っております。保護が必要な人には支援をするという基本的な考え方を維持しつつ、不正受給の防止にも十分留意しながら制度の適正な実施に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に2点目の市有財産の譲与、無償貸し付けなどにおける正しい管理運用についてお答えいたします。財産の無償貸し付けにつきましては、さかえ保育所用地をはじめ幾つかの事例がございます。財産を無償貸し付けする場合は、地方自治法第96条第1項第6号により条例で定める場合を除くほか、議会の議決が必要となります。さかえ保育所用地の例で言いますと、大竹市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号により公共的団体において公共用に供するときは普通財産を無償で貸し付けできることとなっておりますので、公共的団体である社会福祉法人ひまわり福祉会が、市からの保育事業を受託するための用に供することから無償で貸し付けております。また、さかえ保育所の建物の無償譲渡につきましては、この条例に規定がないので、平成20年3月に無償譲渡の議決をいただいております。その他の貸し付けについてもさかえ保育所用地と同様に、公共的団体に無償貸し付けを行う際には、市民の福祉の向上に寄与しているかどうかを一般的判断基準としていますが、議案ごとに状況が異なりますので、個別に判断しているところでございます。今後も無償貸し付けにつきましては公共性、公益性を見きわめ、公平性を保ちながら慎重に判断してまいりたいと思っております。

次に3点目の附属機関の委員の人選についてお答えいたします。市の附属機関の委員の選任に当たりましては、それぞれの附属機関の設置目的に応じて委員の皆様からの幅広い意見や専門的観点からの意見を反映させるとともに、公正性が確保されるよう留意するのが基本であると考えます。本市の附属機関におきましても法令により委員構成が定められているものを除き、この基本的な考えに基づき、市の実情に即した委員の資格要件の決定と人選を行っております。

委員が複数の附属機関に選任されることについては、本市のような小規模な自治体では多少はやむを得ない面もございますが、このたびの条例の制定を契機とし、意見の偏りが生じることのないよう、幅広い人選と幅広い御意見をいただくことができますよう、運用を心がけたいと考えております。市外の方の委員数を一定数義務づけてはどうかとの御提案でございますが、これまでも各専門分野の学識経験者という条件で選任する大学教授などにつきましては、市外の方を選任しております。

このように大竹市内の個人や団体などの代表であることを条件としていない委員につきましては、行政目的を達成するためにぜひとも御意見をいただきたい方があれば、今後も市内外を問わず委員になっていただきたいと考えています。なお、市外の方の委員数を特定することにつきましては現時点では考えておりませんが、市外の方の意見の活用が本市にとって本当に有効であると判断すれば、附属機関ごとに委員の構成要件を見直すことは可能であると考えています。

次に附属機関の会議の議事録についてでございますが、会議が開催される場合には所掌の課においてその方法はさまざまですが、記録を作成しており、市ホームページにおいて公開されているものもございます。今後も市民の皆様への会議の透明性を確保するため、条例などで審議手続の非公開が規定されている附属機関以外は、個人情報の保護に留意しながら可能な範囲で市民の皆様にお知らせしたいと考えています。

最後に附属機関の委員の責任についてでございますが、附属機関は市長や教育委員会といった執行機関がその政策施策の決定に当たって必要な審査、審議、調査などを行うために設置する合議制の機関ですが、所管するものをみずからが執行管理する権限を有しているわけではありません。したがって附属機関が判断した結果に対して委員が個別に責任を問われるものではなく、最終的な責任は政策・施策の決定をする執行機関が負うことになります。

以上で、日域議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） 小難しい質問に御答弁いただきましてありがとうございます。

生活保護を受けている方全体というか、そういう言い方をすれば個人情報かもしれません。でも、少なくとも私は裁判所に行って判決文は見ました。これは、だからそういう意味では、判決文はもちろん民民ですよね。でも公開のものと裁判ですから、これは個人情報ではありません。私1年間時間を間違えたかもしれませんが、済みません。

それで、貸している側から見たら、わしはね、市の仕事には協力しとるし、税金もちやんと払っとるし、わしは何も悪いことしとらん、一生懸命人生生きて来たんじゃないかと、だけ

どあの件については何も市はしてくれんと、これについてはどう答えるのかということですよ。それが私がここに書いた善良な市民というのはそこです。だから生活保護を受けている人が正当にルールどおりにきちんと生活しておられる分において、それをどう言う気はさらさらありません。それは法律が変わればまた変わるのかもしれませんが、そんなことではなくて、違法行為ですよ。私が1番に思ったのは最近こういう社会情勢ですから、親が亡くなった時に親がもらっていた年金がなくなったら困るという立場の方が、残念ながら今の社会にはおられるのだろうと思います。そういう場合によく死亡届を出さない、遺体を隠すという事件がけっこうちらちらありますね、最近。そういう場合に年金をもらっていたらどうなるかといったら、まず警察が1番に年金詐欺から入るんです。今回の事案とそっくりだと思うんです。そうなってくると、何が起こるかという刑事訴訟法ですよ。皆さん知らないことはないと思いますけども、刑事訴訟法に告発というのがあります。その2項には公務員の告発義務とまで書いてあります。もちろんこの義務は解釈はいろいろあるという説はありますよ。でも、私も告発する権利があるんです。名前から何から全てわかってます。さあどうしますか。だからそういうことも踏まえて、本人にとっても何を意地を張っているのか知りませんが、住所をかわって、きちんと家賃分もらってやればいいわけです。何も意地さえ張らなければ解決するめどは簡単に立つわけです。それを踏み込まない行政の怠慢って何だと私思いますよ。そのところはもう1回お願いいたします。

+

○議長（西川健三） 健康福祉部長。

+

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） ここは特定の個人のことになりますが、一般的に私どもの立場をちょっと御説明させていただきますと、保護が必要な人に生活を保障する、支援を届けるということにつきましては非常に大切な役割でありますし、それとともにそのような個別の部分について答えにくいところではあるんですけども、どちらか比較してどうこうというのはなかなか難しいものがあるということでございます。それとでき得る、本人のためにとってできる生活の維持改善とかそういうものの指示についてはさまざまなものがあると思いますので、一般的にはそういう全体のことを含めて適正な運営にするように行動は取っているつもりでございます。

以上でございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） 一般論じゃないです。さっき言ったじゃないですか。ここで固有名詞を出せという意味じゃありません。そもそも生活保護なんていうのは、今のやり方がいいかどうかは別にして、個人情報ですからなかなか一般市民にはわかりませんよね。市の職員さんだってその担当している方以外には多分わからないことだと思いますが、家主さんなんかは何でわかるかわかりますか。ほかの保護を受けている方から、あがあなことやってもらっちゃ困るという話が入ってくるわけです。だから保護を受けている方全体の話として捉えるのは大間違いなんです。あがあなやつおるけんわしらのこと悪口いわれるんで、という話ですからね。今の部長の話は、だから全部否定してお返しします。

生活保護そのものじゃなくて、そこに居座っておられること自体も、市がせつせと生活

保護費を渡すからそこにおられるわけですけども、少なくともその人がやっている行為は刑事事件かもしれない、民事的に言えば家賃を払っていない。裁判で負けた。そういう全く問題だらけなんです。それを解決する責任があるだろうと。市がしないのだったら私しますよということです。私、県警にも相談に行きました。冗談で言っているわけじゃないですよ。さっきも言いましたけれど。だてや酔狂で議員やっているわけじゃないですよ。部長は本気で部長やってますよね。もう1回答えてください。明らかにこれは刑事事件になってもおかしくない。そりゃあ、有罪かどうか知りませんよ。立件されるかどうかともわかりません。でもここに書いてあるのが刑事訴訟法、こう書いてあるんです。何人でも犯罪があると思料するときは告発をすることができる。第2項には官吏また公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならない。この法律を上手に使ってくださいよ。単純にこれを振り回せということではないけれども、そういうこともあるんだから解決しようと。言ったら一つの交渉材料としてかなり強力な面がないですか。逆に個人情報ですからこれ以上先我々はわかりません、私は。これ以上突っ込んだら部長の命が危ないということがあるのなら言うってください。それが無いのならやってください。簡単な話です。お仕事じゃないですか。もう1回お願いします。

○議長（西川健三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 今の刑事訴訟法の関係でございますけれども、私どもの立場といたしましては、生活保護に関します不正受給事案ということで把握した場合には告訴等の措置を取るか、否か、ということについては個々のケースケースの状況によって実施機関、すなわち市が判断するということになっておりますので、特に悪質な手段による不正受給の場合とか、社会的影響も考慮する必要があるということがありますのでその辺での判断ということになるかと思います。そういう判断がございます。

以上でございます。

〔不規則発言あり〕

○議長（西川健三） 日域議員さん、一問一答方式ですから。

○10番（日域 究） 意味のないことを言ったら答弁になりません。もう1回お願いします。

○議長（西川健三） 健康福祉部長。もう1回同じことを言うってください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 我々が不正受給事案を把握した場合には、個々の事案に応じまして特に悪質な場合とか、不正受給の場合には社会的影響を考慮して判断したいということで考えております。

以上です。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） 何回目ですか。

○議長（西川健三） 4回目。

○10番（日域 究） はい。

○議長（西川健三） もう1回残っております。

○10番（日域 究） 難しいのはわかります。難しいのはわかるんですけど、要するに、私いつも思うんですけど、日域というあほな議員がおつてのと言ってくだらいいんです。

わしらこがいに言われて困っちゃうんじゃないと。ここまで言われたらせにやいけんけえ、あんたもわかってくれやとやってくださいよ。この向こう側には多くの善良な市民も、さらに外側には一般市民がいるわけです。生活保護を受けている方から見ても、何やっとなやと思っているだろうというのは簡単に想像できますよね。さっきの総合的な、総合的なとおっしゃいましたが、どこかにそんなものが決まっているんですか。刑事訴訟法という法律を超えて、それにも優位するような決まりがあるのだったら今でなくても結構です、教えてください。それが無いのに、小さな下位の取り決めというのか判断指針というのか、そういうものを根拠に私が法律をもとに質問していることに対してそういう取り扱いマニュアルみたいなことを根拠に答弁するのだったらこれは議会軽視も甚だしいですから、後聞いてみてもしませんでしたら私が告発します。はい。そういうことで終わりたいと思いますが、ぜひ市長もコメントいただけませんか。これ、明らかにずっと大竹市の生活保護、住宅扶助費を詐取してきたというのは確かなんです。大竹市が払ったことはミス。向こうはわかっているわけですから。返せばいいというものじゃないです。返せばいいのは子供の世界です。子供の世界は返したけえ仲直りしようね、うんで終わりです。大人の世界はとった物は返したってだめです。多少はポイントになりますよ。これは生活保護を受けておられる多くの方のために私思うんですけども、こんなものを解決できなくて生活保護行政なんかできるかと言いたいんですけども、ぜひ市長からもコメントいただきたいと思います。

+

○議長（西川健三） 市長。

+

○市長（入山欣郎） 生活保護の行政という難しさ、いろんな場面で担当者から話をして苦慮しているところでございます。保護費の詐取があった場合告訴するかどうかということの判断につきましては、先ほど部長が申しましたように、不正受給事案を把握した場合に告訴等の措置を取るかどうかは個々の事案の状況に応じて実施機関が判断することとなっておりますが、特に悪質な手段による不正受給の場合はその社会的影響を考慮することが必要とされているというようなことで、判断に実は苦慮しております。今個人の行政の長としての役割ということで御質問いただきました。自分自身はやはり社会正義ということをしきんと守っていくという必要を常日ごろから感じているような次第でございます。そういう意味で大変心を悩ませている事案であるということ、何とか解決に向けて動きたいという思いがあることだけはお伝えしたいと思います。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） ありがとうございます。市のほうから見たらこれは告訴ですか。当事者ですから。ありがとうございます、よろしく願いいたします。

2番目の質問に行きます。

実を言うとヒアリングというのがありますよね。ヒアリングのときに確かにあの法律には条例という言葉があって、条例がない場合に議決がいてなってますよね。正直言ってヒアリングの席でこんな条例があるのかと思って見せてもらいました。ただ、今の市長の御答弁で若干違和感があったのは普通財産の譲与ということと、無償貸し付け、減額貸し付けというものと若干言葉が違ってますよね。だから市長がおっしゃったのが本当なのか

なという気はしながら聞いたんですけど、要するに建物の無償譲渡というのはさっきおっしゃった大竹市の市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の中には出て来ない。だからあちは議案があった。議案を出した。でも土地の無償貸付については第4条の規定があるから議案にしなかったというお話だったと思います。

第3条のほうに普通財産の譲与または減額譲与というのがあるのですが、この(1)に「他の地方公共団体」といったら岩国市とか、廿日市市というのがそういう感じでしょうね。「他の地方公共団体その他公共団体において」。だから社会福祉法人だからここには入らない、だからこの条項は使えない。だから議案を出したということなのかなと、そうなんだなと思いつつ聞かせてもらいました。

4条に、土地の無償貸し付けのことですけども「他の地方公共団体その他公共団体又は」と加わっているわけですね。「又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」。これに該当するからこの部分、土地の部分については議案は出す必要がなかったという判断なんでしょうね。私も正直そうかなと思っていましたが、実を言うと私ごとですけども、何の風の吹き回しか知りませんが、公益財団法人の評議員になりまして、この4月から。それで初めて評議員会なるものに出席しまして、そこで、難しい会計決算と言いますか、見てきました。で、公益か否かというのすごく細分化して、つくる人も大変だったろうと思いますが、公益というものの重みをすごく感じてきました。さっきの大竹市の条例の第4条の1号、他の地方公共団体その他公共団体。これはわかりやすいからいいとして、又は公共的団体において。私も公共的団体と言えば社会福祉法人だとか、学校法人だとか、そういうものが入るんだろうなと思ってました。でも、これまた地方自治法ですけど、地方自治法157条、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」指揮監督することができると思ったら造船疑獄のときの指揮権発動と同じですから、猛烈な権限ですよ。2項、「前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。」と書いてあります。公益的事業をする団体というのと、公共団体等というのは相当に地方自治法の本体ですね、157条ですから。違いますよね。ある資料を見ると、例えばそちらに大井議員がおられますけども、これはどこかの資料ですけど、「公共的団体等とは」というのがあって、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業。そう言えば北林組合長がおられましたよね、済みません。ああいう団体が、例えば農協などは同じ市町村に1個しかないわけですから、そういうときは市長の権限ってすごく強くて、例えば市町村合併して1つに合併しますよね。そしたらおまえら一緒になれという権限があるということですよ。

考えてみたら今、社会福祉法人については社会福祉法の関係とか、県の権限移譲とかの関係で、今は大竹市が大竹市の社会福祉法人の行政を担当してますよね。監査から認可から全部大竹市に仕事 coming しているのかなというふうに私は理解してますけれども。でもこの時点でそういう権限を大竹市にあったはずはないですよ。公共的団体ということについて、解釈が間違っていないですか。ちょっとそこをお尋ねしてみたいと思います。

○議長（西川健三） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） ちょっと今私、はっきりとした答弁を持ち合わせておりませんが、公共的団体というものについては先ほど日域議員の言われた農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会とか、これの行政実例、古い行政実例でございます。昭和24年ですから、戦後すぐできたような行政実例でございます。それに従って、それに伴います解釈といたしまして、公益の社団法人、社会福祉協議会とか自治会、老人クラブ。NHKは公共的団体に含まれておると思っております。そこで公共的団体とはそういうに思っております。先ほどの自治法でいう157条の公共的団体の解釈、及び他の法令等の公共的団体。若干の食い違いが出て来ておる部分もあるかもわかりませんが、私、今それを明確に説明する資料、知識を持っておりません。まことに申しわけございません。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） だから結局、早い話がひまわり福祉会の件はかなり思惑どおりにいかなかったみたいで、逆に訴えられたりしてますから、その後どう展開しているか知りません。しかし、少なくとも社会福祉法人というのは、全く純然たる民間団体ですから。市の思いどおりにはいきませんよね。だからこの条例もいつつくった条例か、私知りませんが、昭和39年か。このときも要するにさっきの地方自治法の157条の、結局市長にかなりの権限がある団体だからただで貸してもええんやという両方の関係があるからこうなったんだろうなと。特定の社会福祉法人であれば、社会福祉協議会何かはもちろん町の中に多分1個しかないですし、同じ福祉法人といっても社会福祉協議会は公共的団体みたいですけども、そうじゃない社会福祉法人といったって商売熱心な所もありますから、いろんなのがあるわけですから。それはこの条件に該当しないのかなという気はいたします。少なくともさっきも公の財産ですから、ちゃんとやってほしい、ちゃんと管理してほしいと思うんですけども、そう考えたら若干これも議案1本出しとけば済んだ話ですから、出してほしかったよねという気はしますし、さっきの生活保護じゃありませんけれど、そういう、もしこれが外れていたらずっと手続が漏れたまま来ているわけですから、改めて手続をするという手もあるわけですね。いや正しいんだと意地を張るのも結構ですけども、確かによくわからんところがある。じゃあもう1回さかのぼって議案出しますと、9月に議案出してくださいと言いたいところですけど、そこまでは言いませんが、言葉というのは難しくてそのあたりきちんと詰めていただきたい。だから公共的団体についてこの場は結構ですけども、またぜひ部長からお示しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それで、3番目に行きます。

今回の附属機関の設置条例自体は総務文教委員会のほうに回ってきていますから、私がここでとやかく言うべきものでもないのかなという気はいたしますが、今回、今あるやつを整理統合しようというのが一つありますよね。整理統合というか一つの条例でもって一つで縛ってしまおうという、それは一つの合理化と言え、合理化なんでしょうね。それと、それに合わせて今あるのか、今からつくるのかなという気はしますが、市民活動助成金と言われましたよね。あれについてこの場で言うておこうか、どうしようかとずっと思っているんですけども、私はある人に、恫喝をされました。私の所にファクスが来てまし

た。市役所にも行ったみたいで、それ以外には行ってないみたいですけども。これだけはここで言うておきますけども、市民活動を助成金の交付要綱というのがあります。もちろん市民活動をしない人はもらっちゃいけないわけですけども。その条件の中に政治活動でないこと。営利活動でないこと。宗教活動でないことという3前提がついているわけです。私にファクスを送りつけて来た団体は、そこは宗教法人です。宗教団体じゃないですよ。宗教法人です。オウム真理教ではありませんけども、宗教法人格がなくなったら幾ら宗教活動をしてても宗教法人ではないですから、対象から外れますが、宗教法人が専ら宗教活動に供する不動産は固定資産税をかけていけないという決まりがあったと思います。それが、同じ場所でやっていたらこれ、盾と矛の関係です。矛盾です。この刀はどんな盾でも切れますと言うのか、盾のほうはどんな刀を持てきてもこの盾があったら防げますと。両立はしません。二律背反と言うのですけど。二律背反のことがあるにもかかわらず、それを、明らかにルールがおかしいわけですからルール上こうだったら、こうはならない。そのことに気がついて税務課が調査に行った。そしたら向こうが青天のへきれきだったのか、びっくりしたのでしょうか。何でうちにファクスが来るの。中身は言いませんけど、なぜ私のところに来たかはその文章の中にありました。でも税務課長は否定してましたけど。私のとこに来るはずがないんです。そのせいか知りませんが税務課長はわかりました。今の税務課長は矛盾については航空機の定義とかいろんな固定資産税の定義があるのでしょうか、できれば穏便にしたいというのはわかります。でもこれも私の質問は全部首尾一貫しているんですけども、ルールを守ろうよねと、明文化したルールがある以上それを守ろうやと。それを市長の裁量かどうかわかりませんが、行政のほうの恣意的という言葉はよくないかもしれませんけども、明文化したルールを超えて行政が意思を発揮してはいけないだろうというのがあるわけです。今はここまででやめておきますけども、そういういろんなことがありますから、だから外部の知恵というか、外部の人、市外の人。大竹では常識でもよそのまちの人から見たら、わしらあんなことせんいやって、その意見をぜひ反映させてほしいというのがお願いします。もちろん文章の中に明文化はできないかも知れませんが、極力そういうことを意識して、少なくともよそのまちから見て大竹市は変なまちよねと、私は他のまちの人に言われたくないですから。大竹市はいいまちよねと、大竹市の運営はうまいねと、わしらもできたらああいう行政してほしいよね、うちの市にもねと、そういう模範として見ていただけるようなまちになってほしい。そうしないとさっきの大井議員の質問じゃありませんけども、大竹というまち自体が消えてしまうんじゃないかと思います。そのあたりについて、市長一言お願いいたします。それで私の質問を終わりたいと思いますので。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 自分がこの場に立たせていただき、その担当をさせていただいたときに、いろんな諮問委員会等のいろんな意見を求めるところがあります。その目的についてしっかりと職員に問いただしをさせていただき、目的意識をきちんと持とうよねと。諮問委員会が単なるアリバイづくりであったり、単なる形式だけであったりしてはいけない。きちんとして意見をいただく。その中でやはり公正性をいつも保ちながら意見をいただく。

それと特に自分自身が気をつけたいのは、市長の思いどおりの恣意的であってはいけないという思いでいつも反省しながら物事を進めさせていただき、だから委員の選任につきましてもできる限り担当部署の意見を尊重して、自分で思いどおりの勝手なことはやらないというようなことをさせていただいております。だからいろんな委員につきまして見させていただくときに、公正性を持ちながらまた、非常にそれなりの見識を持った方々になっていただいているというふうに分自身は感じているところであります。これからもそういう形はしていきたいというふうに思います。今回の、再度考え直してつくり直したことの第1の目的はきちんとその目的を意識した中で、何のためのどういう委員会かということ踏まえて考えさせていただくということも、一つ大きな目的にあったということ御理解いただきたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（西川健三） 続いて、13番、原田 博議員。

〔13番 原田 博議員 登壇〕

○13番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。

今、9月定例会一般質問は1、少子社会に対応した本市のまちづくり、再編について。2、市制60周年記念事業、今後のまちづくりに向けたゆるキャラの導入へのお考えについてです。御答弁につきましては、どうぞよろしくお願いいたします。

御承知のように減り続けていました本市の人口は御園アクラス団地での住宅建設や、わがまちプランに先駆けて実施してきました子育て支援など、さまざまな定住に向けた対応により、この5月1日現在では2万8,496人。先月の4月1日人口2万8,389人に比較し、107人増。世帯数では70世帯ふえました。個人的にもとてもうれしく、本市にとっても画期的な大きな出来事として私は捉えています。少子高齢化が進んでいる中、減少傾向を急激に食い止めることはとても困難だとは思いますが、アクラス団地に転居されました半数は市外の皆さんと聞いております。新居を構えられました確かな理由は私としても把握いたしておりませんが、今事例は細やかな対応の積み重ねいかんにより活路があるということ、人口増という具体的指数でもって示されたものであり、改めまして本市の今後の施策展開を期待しております。

一方では日本が抱えている諸問題の大きな核心の一つは少子化、高齢化と人口減少だと言われております。特に32年連続で15歳未満の子供の数が減少しました。総人口に占めますこの子供の割合は過去最低の12.9%。また昨日の厚生労働省が発表いたしました2012年度に生まれました赤ちゃんの数は、過去最少だった前年からさらに1万3,705人減の103万7,000人となり、最少を更新いたしました。人口減、少子化の実態が進んでいる、浮き彫っています。明らかになっております。つまりは人口減少、少子社会、縮小社会は年金を頼りにされております高齢者だけの死活問題ではありません。保険料やかなりの税を負担していく現役世代の人口が減少していくことから、福祉、医療、年金など多くの生活維持に関する制度が今のまま続けていけない、確実に無理があることを意味しております。年少世代、生産年齢世代、老年世代など支えられる人、支える人、全ての人の生活がかかっております。私としてもみんなの明日の生活が見えない、判断ができない分不安でなりません。本当に至福に向かっているのか、その行先が奈落なのか、大きな岐路に差しかわ

ています。そのことは本市の大きな問題、課題でもあります。それら現下の時勢を十二分に配慮したまちづくり展望を早急に示す時期だと認識しております。

あわせて私が昨年の9月議会の一般質問で工業用水道の能力、規模などに関し、今後の工業用水道事業の経営健全化、工水の安定供給、工業用水施設の老朽化、耐震化構造への対応についていただきました。さらには平成24年3月に作成されました社会教育施設等の再編基本方針や、先日の生活環境委員協議会で説明がありました大竹市下水道長寿命化・耐震化計画等で指摘されました施設だけではなく、庁舎、保育所、市営住宅など他の公共施設、あるいは道路、橋梁、また新たなごみ処理システムなど数多くの施設の改修、新設を考えていかねばなりません。加えて厚生労働省研究班調査による65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計で15%、2012年時点で462万人に上ることや、認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人もいるとの推計など、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備群との新聞報道がありました。机上で想定した予想をはるかに超えたスピードで施設も人も財政も老朽化、高齢化、疲弊化が加速しています。その解決、財源のすべを今後の人口減社会において今までどおり拡大成長路線を正義として、手段の1つとして追い求めていくことには必然的に限界があります。現状、見通しを明確にした上で福祉医療制度などに関し、維持に向けた方針・制度の見直し、あるいは負担と給付とのバランスを含め、聖域への踏み込み。また事業着手についてはできるだけ事業費を削減するよう、本当に建てかえが必要なのか、維持、改修、新設、規模、能力など広範囲にわたったこれからの施設のあり方、利用について腰を据えた計画であるべきだと思います。つまりは縮小社会は避けては通れない現実です。その現状に逃避することなく、もっとドラスティックな目線で今後の市政運営、まちづくり、社会を構想していくときだと私は考えています。そのためにも本市としても今後も社会減の割合を緩やかにするため、子育て支援等の定住化への取り組みを継続、そして永続的に推し進めていかねばなりません。加えて地域社会の将来の不安が高まる中、本市や近郊では多くの外国人が働きながら暮らされています。地域の活力の一端を海外に求めることは今後も続くでしょう。そのような中、外国人の活用、共生も今後の地域活性化には欠かせない視点となるでしょう。企業などと連携した積極的な対応を図るべきだと思います。限られた人的・財政資源をいかに有効化、活用化していく中で次世代に対し希望ある大竹市、未来を見出し、そして提供していく責任が私たちにあります。私としてもこの重みについてこれを機会に自覚しなければならないと思っています。

については人口減少、縮小社会、少子社会を見据えた本市のまちづくり、施設の再編、整備についてのお考えを問います。

最近の町おこし発信に一役も二役も担っている、大活躍しています1つが御当地キャラ、ゆるキャラです。その中でも代表的なものが熊本県のくまモンであり、存在感を含めたその波及経済効果は強烈なものがあり、先駆キャラとして君臨しています。最近市民の方から本市のPR、イメージキャラとしてこの種の取り組みに関し御意見や考え方について問われることが結構あります。御承知のように本市にはキャラクターとしてコイちゃん、たけしくん、さつきちゃん、留学生のアゼイリャさん、ピースくん、ガッツくん、博士、き

よう子ちゃん、かん太くんなどがいて、日夜を問わず本市のイメージアップに向け一生懸命に頑張ってくれています。さらには一昨年のテレビ高視聴率を記録しました「家政婦のミタ」の脚本家の遊川和彦さん、あるいは今週公開予定のスタジオジブリ制作のアニメ映画「かぐや姫の物語」の主題歌を担当します二階堂和美さんなど、大竹市出身の方々が御活躍されています。この方たちの活躍は私たちにとってもとても喜ばしい、ありがたいことであり、大竹市を知っていただける本市の広報としての貴重な存在です。

さて、大竹市は来年平成26年9月1日に市制施行60周年を迎えます。この記念すべき日を前1年間平成25年9月から平成26年8月で周知し、盛り上げていくことから、この25年度予算には市制60周年記念事業として300万円が予算化されております。私としても記念事業のメニューについてはとても興味があります。市制60周年、それ以降の大竹を愛するまちづくり、未来に向けて、先に御紹介しました本市のキャラクターの具現化など、ゆるキャラ導入について市のお考え、お取り組みを問います。

以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（西川健三） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時04分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（二階堂 博） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、所用のため暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

一般質問を続行します。

13番、原田 博議員への答弁を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは原田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の少子社会に対応したまちづくりについてお答えいたします。最初に中長期視点に立ったまちづくりについてです。

私は議員の御指摘にもありましたように、日本の人口減少は残念ながら今の社会構造では今後も続くと考えています。しかし、そのような社会情勢の中にあっても、もし、産もうと思えば子供を3人産み育てられる世の中にしていく、そうすれば人口減少のスピードを少しでも遅くすることができるかもしれない。いや、減少をとめることができる可能性がございます。そのようにしなければならぬと強く思っております。そのような思いから定住促進アクションプランを策定し、住宅、子育て、教育、環境、生活、情報発信の5つの分野について、子育て世代をターゲットにした施策を展開してきたところでございます。定住アクションプランは現在、「住みたい・住んでよかったと感じるまち」をまちづくりのテーマとするわがまちプランの施策の中に取り込み、引き続き実施しております。

議員御指摘のように議員にはいつも人口にまで目を配っていただきまして、大変ありがとうございます。5月の本市の人口が4月と比較して100人余り増加したというニュースは、それが後々から見れば瞬間的なことであつたとしても、大変うれしいことだと思っております。人口減少や少子化を解決するカンフル的な施策は残念ながらないというふうに思っております。これからも若者や子育て層が定住したくなるようなまちとしての魅力を総合的に高める努力、そして安心して産み育てられるまちをつくり上げる努力を続けてまいります。また、わがまちプランにおける主要指標の一つである総人口に合わせて、必要以上の施設整備をする考え方はございません。どの施設もそれを利用する人々や関係者がいらっしゃいますので、施設の規模やサービスを縮小していくことは大変難しいことだとは思いますが、各論になった時に反対多数、非常に大きな問題になろうかというふうに思いますが、これを解決できるのは議会の皆様方の御協力、議員の皆様方の説得なくしてできないというふうに思います。今後は本市の地勢や規模に見合ったサービスの量や種類を見きわめながら、確保できる財源に見合った計画的な整備を必要となったときに行いたいと思います。また、今ある施設につきましてはできるだけ長く、よい状態を保ち続けられますように、予防保全的な考え方による点検や修繕を繰り返しながら計画を持って保全し、有効に活用してまいりたいと思います。

次に2点目のゆるキャラの導入についての考えや取り組みについてお答えします。本市の広報紙やお知らせなどに登場するマスコットキャラクターには紙面を明るくする、目にとまりやすくなる、イメージが湧きやすいなど、さまざまな効果がございます。デザイン十にたけた職員がいることもあり、以前から多くのキャラクターが登場しています。これらのキャラクターを市制施行60周年を盛り上げていくためにも、ゆるキャラとして着ぐるみ化してはどうかという御提案でございます。確かに非日常的なキャラクターの着ぐるみが動き回っていると、それだけでイベントだという感じがぐんと上がってきます。そして相当な費用が必要なことと、登場機会が少ない中で本当に必要かどうかなど、費用対効果の面で不透明なことも多く、これまで予算化されることはありませんでした。しかし、ゆるキャラの人气が全国的にも上がり、マスコミなどの報道機関に取り上げられる機会が多い今、市制施行60周年関連事業に繰り返し登場することで大竹市のキャラクターとして広く皆様に認知され、愛されれば経済的な波及効果も期待できるかもしれません。

さて、来年9月に迎える市制施行60周年は、人であれば還暦に当たる年になります。この記念すべき日を成熟したまちとして再スタートする日と位置づけることで大竹市のよいまちという将来に向けて、まちを挙げて動き出せる年としたいと考えております。そのため、市制施行60周年と銘打って実施していくさまざまな事業は、わがまちプランに掲げる重点取組方向に沿った事業を、市民と行政が一緒になって展開するようなものと考えております。職員から、そして市民の皆様方からたくさんの御提案をいただき、よいまちに向けた市民協働事業をしていきたいと考えております。御質問のゆるキャラの可能性についてでございますが、最近では三原市から柳井市までのエリアで構成される広島広域都市圏協議会でも市町のゆるキャラを各地のお祭りなどに集合させてPRしてはどうかという提案があり、ゆるキャラの持つ集客力には他の市町も注目されているようでございます。また、地

域振興のために地元を応援するキャラクターであれば、ゆるいことにこだわらない御当地キャラも登場しているようでございます。キャラクターをつくり、キャラクターと一緒にイベントを盛り上げることがイベントへの市民参加を促すだけでなく、キャラクターを通じて大竹をPRする行動につながっていくということであれば、それは十分市民協働事業になる可能性を秘めております。先ほども申し上げましたが、市制施行60周年記念事業は市民の皆様からの提案も募集して行政との協働事業にしたいと考えています。提案の段階から職員と一緒に考えながら進めていくこともできますので、募集が始まりましたらぜひ御提案していただくことをお願いしたいと思います。

以上で原田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（二階堂 博） 13番、原田 博議員。

○13番（原田 博） さて、きのうの日経平均株価の終値は、前日より518円下落しました。

また、きのうは安倍首相また政権の成長戦略というのを公表されました。いろいろとありますけど、まずはアベノミクスへの期待。そして以前よりも株式市場の株高、また円安など一見、経済、または景気の構造というのは好転しているように思いますが、5月10日、財務省は国債と借入金、政府の短期証券を合わせた国の借金がこの3月では992兆円。来年の3月末には1,000兆円を超えて、国債を今年度も新たに発行するとなつて1,107兆円に膨らむということを発表しております。それがとてつもないむちゃくちゃな数字だと思うんですけど、実際私はそれを見たことももちろんありませんし、残念ながらその大きさとか、はかりきれってない。つまり、重さがわかりません。それゆえに政府が国と地方の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスを、国内総生産、GDP比で2010年度に比べて2015年度に半減し、2020年度に黒字化するという財政健全計画、または財政の構造計画について自分自身は申しわけないけど理解はできておりません。つまりは現在でも国と地方で長期債務残高がGDPの2倍の992兆円に達して先進国の中でも最悪なそういう状況にあります。また、13年度の国と地方の赤字はGDP比で6.9%に拡大する見通しなど、国家財政の羅針盤の針の対応いかんによっては、いろいろ今論議されておりますけど、国債価格が急落して長期金利が一段と上昇しかねないと。つまりそのことは国債の利払いの増大など、財政赤字はさらに膨らんでいく、まさに国民生活の影響は必至だということだろうと思っております。さらに指標の基準としております国内総生産につきましては、登壇して申し上げましたように、人口減少や高齢化によって縮小社会の現実というのは無視できないものであり、まさに人口が増加し、経済も産業も多くのことが成長していく。つまり、かつての高度成長期、また拡大社会の実現が中国に抜かれて世界第3位という状況下においても、厳しい状況下であって、円安で膨れるということはあっても爆発的に生産額が増大していくとは自分自身思いません。骨太の方針で経済成長と財政健全化を両立させる姿勢、足元の景気をテコ入れするということは十分重要だということは承知しておりますけど、分母を大きくするものであつては自分はいけないと思っております。

ちょっと参考までに申し上げますと、入山市長が就任された時、大竹市の株式会社の平成17年度末の全会計借入金実は488億円でした。それが平成25年度の予算での示された来年度末では417億円。つまり71億円が減額されております。つまり、分子たる国と地方の

長期債務残高そのものを減らしていくなど、目に見える形、いわゆる数字でもって明らかに債務残高が減っていくという、まさに総額の削減を大義とした王道の財政再建の道筋を描かねばならない。つまり描くことが大人の務めだと思っております。特に本市の市政運営、事業の執行本線はできるだけ事業費を削減するよう事業の必要性、また効率性を十分吟味し、支出については使用可能な財源を算出、あらたな財源確保を目指す。つまり先ほど市長の答弁でありましたけど、必要以上の施設は整備しないと、そういうことの中でまさにめり張りを効かせた対応を図っていかれる。そういうように自分自身思っておりますし、そのことについては十分な理解、また応援をしております。

さて、国は先ほどいろいろるる申し上げましたように、財政の健全化達成に向けまして、国債発行という借金に頼らずに政策に必要な経費を賄えるようにするためではなく、そのために国だけではなく地方にも歳出の抑制を求めるとなっております。つきましては国の財政再建と景気回復の両立など厳しい状況下ではありますけど、まさにそういうことを踏まえた中で、今からの本市でのまちづくりに向け、影響また懸念など、運営また対応についてどういうふうなお考えなのかお示しいただければと思います。

以上です。

○副議長（二階堂 博） 市長。

○市長（入山欣郎） 我がまちの方向について御理解いただいた中での御質問、ありがとうございます。

確かにここ数年の日本の政治や経済情勢を振り返ってみましても、世界情勢に引っぱられる形でさまざまなものが目まぐるしく変わってきてまいりました。残念ながら今の国と地方との役割や社会の仕組みから考えますと、国のかじ取りいかんが地方に多大な影響を及ぼすことは否定できません。今、縮小し続けるこの日本の国の中で想定されますことは、大変厳しいことが想定されます。しかし、小さなまちであってもこの影響を少しでも抑えることができますように、社会に最も適した行政システムを構築し続けることが今の時代にあっても、いつの時代にあっても必要なことであると認識いたしております。現在も大竹市行財政改革の基本方針に基づき、持続可能な行政を目指して取り組みを進めているところでございます。効果的な施策の推進のために事業の目的を明確にし、行政の役割を見直し、財源を捻出するという事業の総点検作業を毎年度確実に行うこと。また、実施に当たってはミスなく効率的に執行することを目指して、事務の総点検を進めることなどの新しい行財政改革の取り組みを実施しております。その取り組みは手法の確立から職員の手により進められておりまして、時間がかかってはおりますが、大竹市による大竹市の事務事業の改善として一步一步確実に進んでいくことこそが、よいまちに向けての確実な事業執行と、来るべき厳しい将来への備えになると考えております。議員御指摘のように懸念されるものは数多くございますが、将来に向かって一つ一つの事業のあり方をしっかりと見据えてまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（二階堂 博） 原田議員。

○13番（原田 博） 先ほども触れましたけど、うなぎ登りにふえていっている国と地方の長期の債務残高というのは実は私たちのかわいい子供たち、孫たちが背負っていく、そう

いう借金だということを自覚しなければいけないと思います。つまり幾ら景気対策、福祉の拡充だと銘打っても財政支出をふやしたとしても、何度も申し上げているように人口減社会、高齢化社会、縮小社会ではそれらはカバー、吸収していく力、返済体力の確保は厳しい、難しいものがあるということです。だからそれらを将来世代に求める、負担を強いる、そしてつけをバトンタッチしていく危険性、責任を私たちは真剣に考えなければいけないと思います。一方、住みたい、住んでよかったと感じるまち、子供を産み育てるまちを目指し、市民全員がお互いの役割を明確にし、気概を持って新しい大竹市のまちづくりをつくっていかないと、していかねばならないと思います。そのためには迫りくる人口減社会、縮小社会をどうしていくのか、適正規模とはどんなものなのか、まさに財政規律の共存共栄をどう図っていくのか、長期的な視点でもっての今後のまちづくり、また事業展開に組み込んでいくのか極めて重要な課題が私たちの前にあるということだろうと思います。私たちはこれを試練として捉えるものではなく、従来型とは異なる社会、大竹市を構想していかねばならないことをあえて申し上げたいと思います。先ほどいろいろ市長、いろんな答弁をいただきましたけれど、この際市長の意気込み、また姿勢をお願い申し上げます、一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○副議長（二階堂 博） 市長。

○市長（入山欣郎） まさに行政を運営して行く上での一番大切なこと、議員御指摘のように財政の規律をしっかりと守っていくということにあらうかというふうに思います。いつも申し続けておりますように、行政というのは収入でしか支出ができない構造にあるということ、市民の皆さん方にも御理解いただきながら進めて行くという、大変つらい行政にならうかと思いますが、そのことをやり続けていきたいというふうに思います。多くの市民の皆さん方や議員の皆様、いろんな方から我慢をお願いするということは絶対に言うなよというお叱りをよく受けます。でも先ほどから議員御指摘のようにこの国の人口、働く世代の支える人たちが減っていく現実を見ると、必ず支出を減らさざるを得ない厳しい現実が目の前に迫っております。そのことを理解いただきながらやっていくということ。それともう1つは、やはり明治維新後の日本の人口が約3,000万人。第2次世界大戦後の日本の人口は約7,000万人。今1億数千万人にまで伸びた人口がどの程度まで下がっていくのかということはある程度想定しながら、物事を進めて行く必要もあらうかというふうに思います。人間の持つ種族維持の本能が崩れていくこの東アジア、台湾も韓国も中国も減り始めるという世界の中でこれからの日本をどのように運営していくか、もちろん国が大きなところで決めるわけですが、小さいまちでありながらも働く人たちを大竹に、今住んでいらっしゃらない方を呼び込んで働いていただく。それから先ほど議員からも御指摘がございましたように、外国の人たちがどのようにして日本の中で働いていって共存できるような社会が築き上げていけるかということ。もう目の前に迫った喫緊の課題だというふうに考えております。そのことをしっかりと踏まえながら、大竹に來れば生計を得ることの得やすいチャンスの多いまちということ、このことを基本に発展を続けることを目指しながら、しかし、そのことにだけとらわれずに、それが目的ではなく、市民の皆様方が住みたい、住んでよかったと幸せを感じていただけるようなまちづくりに向け

て邁進していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○副議長（二階堂 博） 続いて、16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） 6月議会に当たりまして、私は3つのテーマについて質問をしたいと
 思います。今、国政との関係でも、地方政治に与える影響が非常に大きな要素になってい
 るというふうなことが誰の目にも明らかでございます。それで私ども日ごろ国の経済政策
 とか、あるいは安全保障の問題だとか、こういったことに関してはどちらかと言えば疎い。
 市政の上で具体的に問題が出されるというのは、通常国の法律や制度改正に伴っての条例
 等の提案があればそのときに幾らか関心を高めて勉強もしたり、情報を収集したりするよ
 うな、そういった程度のことにはしかたないんじゃないかというふうに私自身の経験から、
 そういうふうに思っております。それで後ほど具体的な質問に入らせていただきますが、
 今、アベノミクスということが毎日テレビ・新聞で報道されて、その成果なり問題点
 なりがいろいろ報道されているのですが、このアベノミクスの実態、その狙い、効果はど
 ういうところにあるのだろうかということを安倍政権誕生以来関心を持ち続けてきたので
 すが、いまだに自分の理解に至っていない。恐らく議場の皆さんはアベノミクスとはこう
 いうことだというふうな認識なり理解をされていると思うのですが。そこで新聞等の情報
 を私なりに読ませてもらったり、考えさせてもらう資料にしているのですが、ここに神戸
 大学の名誉教授、経済学専攻ですが、二宮厚美さんという教授がおられますが、この人の
 投稿記事によりますと、アベノミクスの3本の矢は届かない、射抜けない、的外れ。こう
 いう見出しで記事が載せられているんですね。ちょっと触れて紹介したいんですが、デフ
 レ不況克服が的とすればアベノミクスの1番目の矢、金融緩和は的に届かぬ矢です。こう
 いう切り出しから日銀が幾らお金を銀行に渡してもその先の企業や個人に渡るかどうか、
 日銀は決められません。企業や個人がお金を使わなければ的には届かないのです。第2の
 矢、公共事業中心の財政ばらまきは的を射抜かない矢です。このお金の効果はゼネコンな
 ど特定の業種、特定の地域に限られます。不況の一番の原因は家計消費の不振です。家計
 消費を引き上げないと的の中心を射抜くことにはなりません。3番目の成長戦略は完全
 的の外れの矢です。飛んだ瞬間から別方向にと、この矢は大企業の競争力強化と規制緩和が
 中心です。大企業の競争力強化は外国に物を売る外需依存型経済というパターンの繰り返
 しで内需不振を打開できません。しかも解雇規制の緩和で非正規労働者をふやし、貧困化
 を進める。社会保障制度も壊す。家計を豊かにして内需を拡大する方向とまるで逆です。
 矢はブーメランのように国民に飛んできます。家計が苦しい中、物価が上昇すれば大変で
 す。既に円安で物価が上がりつつある。金融緩和で銀行にお金が行き渡ると株、土地など
 に向かい、バブル経済が進み投機で物価が上昇する恐れがあります。実はそれがアベノミ
 クスの狙いなのです。

こういうふうに経済学の専攻の先生ですから、あながち素人が思いのままを投稿された
 ということにはならないと私は思うんですが、権威ある大学の教授、経済学の専門家の中
 ですらこういうことが指摘されたり、批判的な意見が出ているということなんですが、そ
 れで、確かに安倍政権が誕生して6カ月余りになるんですね。その中で株でもうけた個人、

これは相当の金額ですね、新聞報道によると1,250億円もうけたような個人もおられる。普通大手企業の株を持っておられるような役員さんは125億とか115億とか、こういう株でもうけたというふうなことは報道されているんですね。それで、トヨタの役員報酬も3割報酬が増額されて、年収9,600万円になったと。だから一部では好景気に躍っているという部分も確かにあると思うんです。しかし、庶民はどうかというところに我々は目を向けて少し立ち入ったことを研究したり、考えてみたり、市政の財政運営の上でどういう影響があるのか、最大限入山市政のもとでこういった不安視される問題の防波堤たり得る姿勢を定めてもらわなければならないというふうに私は思うんです。

それともう1つ大きな問題として新聞紙上ににぎわしているのは、憲法96条の改定の問題です。7月に予定される参議院選挙で安倍自公政権は参議院で過半数を占めると。世論調査の上でもこういうふうな予想が大半ですが、そんなことになるとますます憲法に保障された国民の権利の問題や、あるいは国際的な紛争を武力による解決はしない。こういう憲法規定を変えて、また集団的自衛権の行使だとか、国防軍の創設だとかいうふうなことを具体的な日程にのせるという危険性もある。それで私自身最近この憲法問題に関連して非常に興味あると言いますか、もう私も高齢者の1人でこれまで小学校、中学校、社会教育の面で1度も聞いたことのないような歴史的な事実が先般、私の目にとまった記事がある。これを紹介しながら憲法96条の狙いがどこにあるのか、大いに国民的な議論、皆さんと考えてみたいと思うんです。その記事の内容なんですが、「明治以来敗戦まで日本は哲学も法学」、法律の制定や文言のことなんですが、「医学、さらには不要の軍事やナチズムまでドイツから学んできた歴史が多い」と。「その交流史をオリジナルテキストで読むのが再放送中のNHKドイツ語講座応用編である」。これ、見られた方もあるんじゃないかと思うんですが。「興味深いのは、第14回君が代が誕生するまでと第15回明治憲法草案を書いたドイツ人である」と。「君が代を作曲し、完成させたのは明治政府お雇い外国人のフランツ・エッカートであり、憲法草案を書いたのは法律顧問のヘルマン・レースラーであることが述べられている。鈴木安蔵ら憲法学者や歴史家によって既に明らかにされているこれらの事実と人名は、不当に無視されてきた」。我々もこういうことは学校で習っておりません。明治憲法がいつ制定されたというようなことも学校では一切教えなかった。大学でもそうだろうと思うんです。「理由は明らかだ。君が代を強制し、明治憲法を理想として現行憲法を屈辱だと蔑視する改憲勢力にとって、国家や憲法が外国製では困るのである。彼らは弁明するかもしれない。君が代と明治憲法に尽力したドイツは日本と対等で、第2次世界大戦のときには同盟国として世界に挑戦した国だ」と。「しかし、戦後制定された平和憲法は敵対したアメリカの支配によってつくられたのだ」と。ここに違いがあるから同じ外国人がつくった憲法でも君が代やら、明治憲法は尊重するが、平和憲法はそうじゃないんだということを言っている。ここにも理屈はいろいろ言えるもんだなと思うんですが。

そういったことで私は現在の憲法が、あの悲惨な戦争を体験し、多大な犠牲を払った日本の国民の1人として二度と戦争を起こしてはならないというそういう決意も含めて、今の憲法が制定されて今日までこの憲法のもとで日本国民は世界に戦争をしない国、人を殺

さない国。こういう評価を得て大変な恩恵を受けている国の一つだと思うんですが、こういう安倍政権のもとでの経済政策や憲法96条の改定から始まって、戦争放棄をうたう9条まで踏み込んだ憲法改正に進むというこの危険な内閣を早く国民の皆さんにわかってもらって、できれば7月の参議院選挙では安倍自公政権が過半数を取るようなことはないように願ってやまない気持ちです。

それで本題に移るわけですが、米軍機の岩国基地での夜間飛行訓練について最近、あれはF15戦闘機ですか、米軍のコメントでは岩国を予備基地として夜間訓練もやるというふうな報道がされたということで、いち早く広島県や廿日市市、広島市などは防衛省にそういうことのないようにということで申し出を含めてそれなりの対応をされたということなんですが、こういうことは大竹市には連絡はないの。連絡があったのかないのかということから聞かねばいけないと思うんですが、なかったから大竹は我関せずということになるのか。しかし、連絡があろうがなかろうが、夜間訓練というふうな事態になれば住民に与える悪影響ということを考えれば、それなりの対応を市長としてすべきではないかというふうには私は思うんですが、市長のお考えを一つ聞かせてもらいたいと思います。

それからオスプレイの問題ですが、これも岩国基地に艦載機が59機移駐するという厚木からの米軍再編計画に伴って、岩国基地への移駐を容認するかどうかということが大きな市民的な問題になりました。これも今では容認をするということで、米軍再編交付金をもらってあそこで事業をやるということなんですが、その後次々とオスプレイを初め、もう一機、機種が違いますが、夜間訓練をやるということで岩国基地を使うというようなことが報道されておりますけども、これは艦載機移駐の基地容認をした手前、岩国基地がそういうことで軍事訓練の頻度なり、飛行機数の増大なり、今のことについては一切市としてはもう物が言えないということになっている。そうでないならその都度市民が安心できるような対応策、飛行のルートなり、区域内についての市としての要望なり関係機関に反映させるということが大事なのではないかと思うんです。同時に広島県側は県を初め広島市、廿日市市もこうした事態に際しては関係プレーをとっていますが、大竹市は県内でのそういう関係プレーについては一切連絡もなければ共同するという意思もないように見受けられるんですが、これでいいのかどうか大いに疑問を持っているんです。大竹だけがぎゃあぎゃあ言うてもしょうがないということですから、やっぱり県内、広島市なり廿日市なり関係自治体が協力共同の力を集めて、関係機関に働きかけをするというのが筋じゃ思うんです。そういうことは一切ない。これはちょっと問題だと思うんです。今私が触れた問題以外にこれからも岩国基地を利用しての米軍機の訓練の度合いなり、飛行回数なり空域の問題なりいろいろ問題の派生は予想されるわけで、ぜひ県内の関係市町村の関係プレーとともに山口県側にある基地連絡協議会との関係プレーなり、密にして対応するという意思をこの際示してもらいたいと思うのですが、市長の見解をお伺いします。

それから2番目の職員の給与と退職金の問題なんですが、これも安倍政権がいきなり強権発動で文句言うな、言うことをきかずに交付税減らしたるぞというふうなことで、いや応なしに安倍自公政権に屈服するような、対応をせざるを得ない自治体がふえておるようです。しかし、現在なお都道府県単位で言えば、幾つかの都道府県がこれを拒否しておる

し、仙台市のようにまさにこういう強権的なやり方は地方分権に逆行するじゃないかというふうな姿勢をきちっと示し、給与の削減には従わないという意思表示をしているところもあるわけですが、大竹市の場合どうでしょう。それで既に退職金については向こう3カ年間17%削減するという、実施に移す段階ですね。これに給与まで加わると全然道理に合わんことになりやせんか思うんよね。安倍総理はさきの国会論戦の中で大企業の留保金を活用して給料を上げるべきだということを財界に向かって要請された。一方ではそういうことをやりながら、一方では国家公務員も、地方公務員も給料を下げよ。どこに国民的な家計を潤す保証なり要素があるのかということをおなりに考えて、非常に疑問に思っているんです。そういったことで具体的に聞くんですが、大竹市の場合よく言われる国家公務員と地方公務員との格差の問題で、国家公務員を7.8%削減すると聞きましたが、決める前の数値、決めた場合にどうなるかというようなことを担当課のほうで既に計算されていると思うんですが、そういったことについて説明をお願いするとともに、財源的にどの程度の削減額になるかということをおひとつ明らかにしてもらいたいと思うんです。基本的に市長の政治姿勢にかかわる問題ですから。地方六団体も早くから一方的な交付税の削減はやめてほしいということを政府に対して要請したり、懇談の申し入れされたりというようなこともあったと思うんですが、その地方六団体の中には全国市長会も入っているし、入山市長もその一員ですからどういうふうな議論がされて結果として政府説明はどういうことだったのか。地方の自立や自主性を損なうようなこういうことについて、やむを得んやむを得んと言うわけにいかんのではないかと思うんです。そういったことに触れて答弁をお願いします。

+

+

それから最後になりましたが、交付税の活用の問題で12年度の補正と13年度の地方財政計画に伴って交付税の運用の幅が非常に広がったというふうに私は理解しているんです。そういうことでできることなら、懸案の大竹市の防災対策施設、あるいは都市の純化に向けての施策の展開のための、せめて調査費だけでも組んで順次それを実行できるような方向で取り組んでもらいたいと思っておりますが、時間がございませんので、残された問題についてはまた、後日機会をもらって私の意見なり質問をさせていただきたいと思います。

御清聴、ありがとうございました。

○副議長（二階堂 博） 山本議員。あと1分54秒あります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 山本議員におかれましては45年、長きにわたりまして、いつも社会的に弱い立場の方々のお声を行政にしっかり反映するために活動いただきました。尊敬申し上げますとともに感謝申し上げます。長い間ありがとうございました。

それでは山本議員の御質問にお答えいたします。まず1点目の米軍機の岩国基地での夜間飛行訓練についてお答えいたします。

去る5月24日、中国四国防衛局から天候などの事情により硫黄島において所要の訓練が実施できない場合には、米空母艦載機の着陸訓練を6月8日から11日の午前10時から午後10時までの間で米軍岩国基地において実施するとの通知がございました。これに対し広島

県では5月28日付で外務大臣及び防衛大臣宛てに、さらに駐日アメリカ合衆国全権大使、米海兵隊岩国航空基地司令官宛てにこのような訓練を岩国基地で実施しないことや、硫黄島の代替施設に指定しないことを要請しております。また、地元である山口県では、山口県基地関係県市町連絡協議会が5月29日付で、岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する要請書と題した文書を、国や駐日大使、在日米軍司令官などに提出し、国からは米国側に対し可能な限り多くの訓練が硫黄島において実施されるよう申し入れを行っている旨の回答がなされたと聞いております。基地の影響を受ける本市といたしましては、空母艦載機の着陸訓練が実際に岩国基地で行われることがないよう強く願うのは当然でございます。また関係自治体が連携して行動することは、効率的かつ効果的であると考えます。山口県においては県や基地が所在する岩国市の主導により協議会が組織され、活動されているところでございますが、広島県においては低空飛行訓練の問題などにつきまして、県が本市を含む各市町の状況をまとめた上で、国や米国に対し住民の安全・安心を確保する観点から必要な要請を行っております。

次にオスプレイの飛行運用につきましては、昨年9月の日米合同委員会において日米両政府が合意しております。例えば低空飛行訓練の問題に関しては、最低安全高度である地上500フィート以上の高度で飛行することや、米軍施設・区域周辺における飛行経路の設定に当たり可能な限り学校や病院を含む人口密集地の上空を避けることとし、また可能な限り海上を飛行することなど運用の安全性の確保についての合意がされております。現在中国四国防衛局から岩国飛行場へ飛来するオスプレイの数や、離着陸に関する情報提供が

十

されております。広島県では5月29日付の低空飛行訓練の中止要請にあわせまして、米軍機オスプレイの安全対策等についてと題した要請文を外務大臣及び防衛大臣に提出し、安全対策の実施や地域住民への説明、飛行ルート of 訓練計画などの説明、住民生活への影響が大きい訓練を実施する場合の関係自治体への事前通知などを求めるとともに、駐日大使、米海兵隊、岩国航空基地司令官宛てにも同様の要請を行っております。

本市といたしましても、引き続き細かい情報提供を国に求めてまいりたいと考えております。なお、航空機の騒音の問題につきましても、引き続き県を通じて関係機関に要望していく必要があると考えております。また、日常の騒音以外にも墜落事故への不安や、低空で飛ぶこと自体に恐怖を感じている方もおられると思います。地域社会に与える影響を最小限度に抑え、市民の皆様の安全・安心を確保するため、国に対しまして以前から機会を捉えてお願いをしているところでございます。引き続き基地周辺自治体の長として、責任を持って言い続けてまいりますとともに、今後新たな懸念が生じた場合におきましても、市民の皆様の納得が得られるよう国に対し、丁寧な説明を求めてまいります。

次に2点目の職員の給与、退職手当などの引き下げの問題についてお答えいたします。

御承知のとおり国家公務員につきましては国における厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の給与に関する臨時特例法を定め平成24年度、平成25年度の2年間、平均で約7.8%の給与減額措置が行われております。地方公務員の給与につきましても今年度は国家公務員の給与減額措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう国から要請があったところでございます。その

一方で今年度の地方交付税における地方公務員給与費にかかる基準財政需要額は、7月から国家公務員と同様の給与減額措置を実施することを前提として算定することとされました。その結果本市の地方交付税にも影響が生じる見込みとなり、一定の対応が必要となつてまいりました。国が地方交付税の算定方法について地方の自主性を損ねるような手法を取ったことに対しましては、地方自治の根幹にかかわる問題であり、本来あるべき姿でないとの共通認識のもと、広島県市長会や全国市長会におきましても国に対して遺憾の意を表明するとともに地方の自主性を尊重されるよう、要請活動を行っているところでございます。しかしながら地方交付税への影響が市民への行政サービスの低下につながることはないよう、本市といたしましてはやむを得ず職員の給与を減額するという措置によって対応したいと考えており、現在給与の減額措置の案につきまして、職員団体に提案しているところでございます。今後職員団体との合意が得られましたら、給与条例の特例を定める条例案を議会に提案させていただきたいと考えております。

なお、退職手当につきましても昨年度の国家公務員の退職手当の減額改正に準じ、今年度から段階的に減額されることとなっており、一般職員につきましては、平成25年4月1日から退職手当の調整率が3年間で計17%、金額にして約380万円程度引き下げられることとなっております。加えて本市では過去にも独自の給与減額措置を行ってきた経緯がございます。これまでの職員の皆様の努力、我慢につきましては私も十分に認識しております。

また、地方公務員の給与水準の指標の一つである国家公務員の水準を100とするラスパイレース指数の昨年度の本市の数値は107.2となりましたが、これは国家公務員の給与減額措置の影響によるものであり、減額措置がなかった場合は99.0であり、これまでの本市職員の給与水準が高い状態にあったという認識はございません。民間企業におきましては賃金や賞与が上向く兆しが見られるとの報道もなされておりますが、今回の国からの要請は東日本大震災への対処であること。また地方交付税への影響への対応から、一市長として国の手法に疑問を抱きながら、職員の皆様に我慢をお願いせざるを得ないという苦渋の提案をさせていただいているところでございます。

次に3点目の地方財政計画に措置される交付税増額への取り組みについてお答えします。地方交付税制度は地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的として創設された制度でございます。この目的を果たすために国税5税の一定割合が財政力に応じて地方公共団体に配分されますが、その総額はこの国税5税を基本にしつつ、地方財政計画における標準的な歳出、歳入の見積もりに基づいて決定されています。地方のさまざまな財政需要を見積もった歳出に対し、歳入が十分でないためその不足額を交付税により確保する必要がありますが、地方交付税の原資となる国税5税の収入額はバブル経済崩壊後低迷を続けており、国の一般会計からの特別加算を加えてもなお必要な交付税総額を賄うことができておりません。こうした財源不足を補うために地方が発行することができる特別な地方債が臨時財政対策債でございます。この臨時財政対策債の元利償還金相当額はその全額が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されますが、その残高は年々ふえ続けております。その

ため臨時財政対策債で賄われている部分につきましては、地方交付税の法定率の引き上げなどにより、交付税で対応するとともに、地方の財政需要の増加を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保するよう国に対しまして全国市長会から要望しているところでございます。また、特別交付税につきましては私が市長に就任させてもらって以来、昨年度まで7年連続で増額していただき、昨年度の交付額は平成17度と比較いたしまして、1.8倍の3億8,800万円となっております。平成26年度につきましては特別交付税の総額が6分の5に減額される予定ですが、これまでどおりの額が交付されますように引き続きまして国に対して要望してまいりたいと思います。

さて、平成25年度の地方財政計画には防災・減災への取り組みに対しまして、新たな需要額が地方債を財源として歳出に計上されております。本市といたしましてもこうした取り組みは市民の皆様の安全・安心のために必要な事業であると考えておりますので、財源確保の見通しがつきましたら、その時点で御提案させていただきたいと思います。また、平成24年度国の補正予算第1号により創設されました地域の元気臨時交付金でございますが、現在のところ本市に対しましては、約9,000万円が交付される見込みでございます。対象事業の選定はこれから行ってまいります、交付金の使途が建設事業に限られておりますので、主には老朽化した施設の補強や長寿命化など防災・減災対策だけではなく、都市基盤の整備や生活環境の向上に資する事業に充てたいと考えております。なお、このような市民の皆様の安全・安心につながるような事業の財源につきましては、一過性の交付金・補助金で終わるのではなく、恒常的に必要な財源として地方財政計画の中に引き続き組み込まれていきますよう、今後全国市長会を通じまして国へ要望してまいりたいと考えております。

以上で山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（二階堂 博） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで岩国基地の関連しての再質問ですが、これは広島県内で言えば県と広島市と廿日市市という、江田島も入ったり、低空飛行については庄原も三次も入るんですかね。こういう県内の市町村の恒常的な連絡協議会と言いますか、意思統一の上で必要な働きかけを関係機関にするというふうな組織づくりまで含めた意向ではないんですかね。そういうことを含めて今後取り組むという話ですか。そのことをもう一度明確にしてもらいたんです。

それから2番目の職員の給与削減なんですが、大竹市は県内でも財政力が豊かで1位、2位をいつも誇っている所でしょう。そういう状況になる上ではそれなりの苦勞と市独自の市民を含めた辛苦があったんよね。その成果は一律に削減と言われれば切り捨てるということでは市町の自主性と言ってもナンセンスだと思うんです。それで組合に提案されている削減率は国の基準どおりをおやりになるんですか。市は独自にそうじゃないと、財政力なり、これまでのまちづくりの上で果たしてきた市民を含む困難性を乗り越えたり、辛抱すべきは辛抱してきたという歴史的な経過を踏まえての削減率を考えて提案されているんですか。そこのところをもう一度聞かせてください。

○副議長（二階堂 博） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） まず岩国の基地関係でございます。山口県では岩国市が中心になって連絡協議会等をつくっておられます。広島県の場合は広島県が中心になって各市町から資料を収集して、それを県が代表して要請文を送るという形を取っております。基地所在地でございませので、こういう対応になっておりますが、県にこれからいろいろ働きかけて広島県内で連絡協議会等をつくることにつきましては県の主導のもとでいろいろ考えてみたいと思いますが、私どもとしては今までどおりの抗議活動をしていきたいと考えております。

次に職員の給与の削減の問題でございます。国の今回の要請につきましては、全国市長会、どこの地方公共団体においても一定の反対の姿勢を示しておりますが、私どもといたしましては市民サービスに一定の影響額が出るというような話になってもらいますと、山本議員のありがたいお言葉がございましたように、過去の職員は給与削減も努力したし、職員数の削減にも多大なる努力をしてまいりました。その中で大竹市という団体を維持してきたつもりでございます。それで過去の影響額等を全体的に考慮して国と同じだけの削減額を提案しておるかという問題でございますが、国の削減額より過去の状況と今年度の交付税等の影響額を考えまして、低めという言葉が正しいかどうかは別としまして、低めの削減率で提案させていただいております。

以上でございます。

○副議長（二階堂 博） 山本議員。

○16番（山本孝三） 時間が1分しかないので、それで減額される額はどれぐらい見込んどる。その額についてももし実施しなかったら交付税は幾ら減額になる。その関係を明らかにしてください。

○副議長（二階堂 博） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） まず交付税の減額の額でございます。これはあくまで理論上の数字でございます。最終的に交付税の額はまだ決定しておりませんが、理論的な数字でお話させていただきますと、今回の国の給与の削減に合わせた給与総額での交付税に算入される給与総額での計算になりますが、約7,000万円程度と考えております。交付税で考えればそうでございます。しかしながら国から要請が来ておるのは、まずラスパイレス指数でございますか、それを国の標準に合わせなさいよと、この後7月から来年の3月まで、そういう要請でございます。その全体、交付税と国の給与の削減額、要請分、ラスを100にしろなさいという要請。2本立てで来ております。いかにも同じような話なんですが、要請内容は給料を下げなさい。交付税は国のほうでは下がった給料で人件費も算入しますよというような提案でございます。私どもといたしましても過去の大竹市の職員といいますか、私どもが頑張ってきました給与削減、職員数の削減。いろいろ考慮いたしまして、まだ組合とも妥結しておりませんので、最終的な影響額がどういうふうになってくるかというのは申し上げられません。しかしながらそのときには当然現在でも、市の三役や特別職についても減額していろいろ頑張ってきております。そのあたりを全て考慮いたしまして、最終的な組合との交渉の中で妥結していきたいと考えております。以上です。

○16番（山本孝三） 終わります。ありがとうございました。

○副議長（二階堂 博） 続いて、6番、児玉朋也議員。

〔6番 児玉朋也議員 登壇〕

○6番（児玉朋也） 公正クラブ、児玉です。今回は2点ほど質問させていただきます。よろしく願いいたします。

島根県、出雲大社ではことしは60年ぶりの平成の大遷宮が行われており、三重県伊勢神宮でも20年に1度の式年遷宮が行われております。それぞれ諸説はあるそうですが、木造建築物の維持、社殿建築技術の伝承、神社清浄を維持するためだと言われ、この文化財の維持管理保持には将来にその木材が永遠に存在することが絶対条件となります。地球上の資源が減り続けている一方で、木材資源はふえている資源です。日本には資源がないのではなく、木材を資源として利用できていないだけだと言われております。地球温暖化の中で木材は二酸化炭素を吸収するものとして、現在は大いに評価されております。化石燃料のように限られた資源ではなく、繰り返し利用できる再生可能な資源であり、伐採された木材であってもその中には炭素が固定し続けます。二酸化炭素の除去方法がいろいろ研究開発されていても、植物の二酸化炭素の除去能力に匹敵するものはいまだに開発されていないようです。伐採した木材を建築材として利用した場合、住宅に蓄えられる炭素量は平均で木造住宅で6トン、鉄筋コンクリート住宅1.6トン。鉄骨プレハブ住宅1.5トンほどです。木造住宅を推進することは第2の森林をつくるとか、都市の森林とも言われる理由です。これら資源として木材を有効に利用せずに腐らせたり、燃やしたりしてしまうと蓄えていた炭素を空气中に放出してしまうことになります。森林資源に注目しながら利用の方法を定めず、伐採しない、あるいはできないからとの理由で長年造林を行わなかったために現在では樹齢構成の若い人工林は少なく、日本人の年齢構成と同じような曲線を描き、伐採、利用、再造林の循環が行われておりません。平成22年に制定された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の目的は、「木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とする」としています。ここでの公共建築物とは、国または地方公共団体が整備する公共の物。また公共に供する物。公共団体以外が整備する公共性の高い建築物とし、木材の利用は主要構造の木造、木質化、木製品の利用まで含んでおります。国の責務として、木材の需要の増進に資するためみずから率先し、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。地方公共団体の責務は、国の施策に準じて木材の利用促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。非木造化を施工してきたために公共物の木材利用率が低く、その考え方を抜本的に転換していき、可能な限り木造化・木質化を図ろうとしています。公共物の木材利用率は国の基本方針に即し都道府県方針を定め、その都

十

道府県方針に即して市町村方針を定め、大竹市は平成24年9月に大竹市公共建築物等木材利用促進方針を制定しています。この中で木材利用の目標として建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること。または主要構造物を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において積極的に木造化を促進し、原則として木造化を図るものとしています。直接または間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分には、内装の木質化を促進するもの、木造化、木質化に当たり可能な限り広島県材産を使用するものとしています。留意事項として公共建築物を整備しようとする課は当該整備を企画・立案する際に、木造化及び内装等の木質化を検討するとしています。広島県が公共建築物の市町が整備する木材利用についての集計の中で24年度は木造化率は県内平均34%に対し、大竹市は0%、木質化率は県内平均68%に対し大竹市は67%となっています。この集計表にある24年度建築総数3のうち、木造可能総数が1つありながら木造建築物ゼロについての結果に至った過程をお聞かせください。また、25年度の建築総数、建築可能数、木造化率、木質化率はどのようになるのでしょうか。アゼリアホール改修事業、木野集会所建設、公衆便所整備事業、公園整備事業、御園市営住宅整備事業の開発設計業務など、今後の木造促進への取り組みについてお答えください。また、市営住宅整備計画、社会教育施設の改修や建てかえを検討する再編基本方針の中での木造利用の取り組みについてお答えください。

+

2点目に保育所の老朽化、安心・安全な環境についてお聞きします。政府の地震調査委員会は先月、東海地方から四国九州沖にかけて伸びる南海トラフ付近でマグニチュード8から9の地震が30年以内に発生する確率を60から70%と発表しました。19年広島県地震被害想定調査結果によると東南海・南海地震での被害想定は全壊棟数292、半壊棟数248としています。市有建築物の耐震化率は21年では平均65.3%ですが、保育所においては市有棟数が5棟、昭和60年完成の大竹保育所を除く49年完成の本町保育所、39年の本町保育所分園の木野保育所。54年立戸保育所、48年なかはま保育所の4棟は旧基準建築物であり、耐震診断実施率はゼロ%となっています。保育所全体では耐震化率は20%です。耐震診断改修にかかる基本的な取り組みとして市有建築物の耐震診断、改修を計画的に進めるとしていますが、優先順位として保育所はどのぐらいの位置に置いていますか。乳幼児にとって安心・安全な環境ではありません。地震発生時に保育所にいたから大丈夫だったとの声が出るような整備を行うか、また耐震改修を早急に実施すべきと思いますが、今後の整備計画についてお答えください。

+

土砂浸水避難地図、ハザードマップの作成時に避難場所の見直しを行い、地震、津波への対応は地震津波避難地図の作成に合わせて見直しを実施されているようですが、市内公共施設、小学校、中学校、保育所、公民館を避難場所として指定しています。目的別に避難場所を区分した場合、保育所は避難場所として地震発生時には開設できるのでしょうか。例えば南海トラフ地震が発生した場合、受け入れる避難場所と地区ごとの受け入れ収容可能バランスはどのように推測されていますか。災害の内容によって当然適切な対応する避難場所が区分されており、土砂、高潮、洪水に関しては立地する避難箇所ですでに判断できますが、地震が発生した場合、新基準の建築物が耐震改修後か改修前かわかりません。

そこで提案ですが、避難場所の建物にステッカーを張って土砂、高潮、洪水、地震に対応可能な建築物の表示を誰が見てもわかるよう、見える化を実施したらいかがでしょうか。他市のことを言って申しわけないんですが、岩国市は避難場所の敷地入り口付近に看板を設置し、避難所の入り口ドアにステッカーを張っているのを見かけます。日常時に目に触れる機会が非常時に適切な判断ができると思います。生活の中に目に入ることによって不運にも誘導する大人が付近に不在だった場合でも、子供たちにも防災時の避難行動が的確に行われると思います。従来より実施されていることも110番の家の設置と同じように、避難場所に建物の明示を実施してはいかがでしょうか。

以上、2点、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（二階堂 博） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは児玉議員の御質問についてお答えいたします。

1点目の市所有の建築物を整備・改修していく中での木材利用促進の取り組みについてでございますが、木材の資源としての活用は二酸化炭素排出抑制、地球温暖化の防止などにつながることで御説明をいただきました。専門的な御知識の中での御質問ありがたく思います。本市においても平成24年9月に大竹市公共建築物等木材利用促進方針を策定し、建築コストや維持管理費用、木造・木質化した場合の安全面についても考慮した上で公共建築物の新築・改築などの場合には木造化が可能なか、また木造化が難しい場合、あるいは補修などの場合にはどの程度の木材を使うことができるか、木質化についても検討していくこととしております。広島県では木造化が可能な公共建築物の数を市町ごとに集計しておりますが、集計に当たっては建築用途及び建築規模のみで可否を判断しており、本市の判断とは必ずしも一致しない場合がございます。平成24年度においては小方学園、みどり児童クラブ、給食センターの3つの公共建築物を設置いたしましたが、いずれも施設の性質等を考慮した結果、木造化には適さないと判断いたしました。なお、みどり児童クラブは木造化を行いませんでしたが、できる限り木材を使用することで木質化をしております。今年度は木野集会所及び蛇喰磐周辺の設置予定の公衆便所の新築、並びに白石、御園、小方の各市営アパート、アゼリアホールの改修を行う予定でございます。木野集会所は木造建物として建築いたしますが、公衆便所につきましては人通りの少ない山林の中にあることから、火災防止のため木造化は行わない予定です。また改修を行う市営アパートやアゼリアホールにつきましては、給排水などの木質化に適さない箇所の改修を予定しております。晴海臨海公園につきましては、今年度野球場の建設が主なものとなり、木造化する建築物ということにはなりません。したがって今年度予定されている市の公共建築物の木造化率は約16.7%、木質化率はゼロということになります。

最後に今後の木材利用促進の取り組みについてでございますが、公共建築物の建築などに当たり大竹市公共建築物等木材利用促進方針に基づき、木材利用促進会議を開催し、木造化、木質化について検討していくこととしており、市営住宅の整備や社会教育施設の改修などにおきましても当該方針を踏まえ、コスト面なども考慮しながら可能な範囲で検討してまいります。

続きまして2点目の保育所の老朽化、安心・安全な環境についての御質問にお答えいたします。

最初に公立保育所の耐震診断の状況及び施設改修の計画はどのようになっているかでございます。平成22年度に新耐震基準が施行される以前に建築された本町、立戸、なかはまの各保育所の耐震診断を行っており、保育所の耐震指数であるI s値は本町保育所が0.71、立戸保育所が0.85、なかはま保育所が0.72と3カ所とも判定基準の0.6を上回っていることから必要な耐震性能を有しており、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いという評価を得ております。施設の耐震性は保証されましたが、保育所は子供たちに安心・快適でゆとりのある保育環境を提供するための施設ですので、今後とも予算の範囲内で施設の環境整備を進めてまいります。議員御指摘のとおり、ほとんどの公立保育所は建設後30年以上経過しており、保育所施設の整備または大規模改修が今後の検討課題と考えております。

次に保育所は地震災害時に避難所として利用できるかということでございます。昨年度、土砂・浸水避難地図を作成した際に市内の指定避難所を見直し、災害に種類に応じた区分けを行いました。大竹、本町、立戸、なかはまの各保育所につきましても土砂災害、高潮災害、洪水災害、それぞれに対して避難所として利用可能かどうかを判断し、この地図に明示しております。また、地震や津波災害に対しましては、今年度避難地図を作成する中で改めて地震や津波に対して適当な避難所であるかどうかを検証し、地図に明示する予定でございます。なお、保育所の耐震診断の結果は避難所としての能力があるということですが、広島県が想定する津波に対する浸水被害も勘案して判断することとしております。

次に南海トラフ地震が発生した場合、地区ごとの避難場所の収容バランスをどのように考えているかの御質問でございます。平成19年の広島県の地震被害想定調査報告書によれば、東南海・南海地震の発生による広島県の避難者数が予測では1日後に約5万1,000人となっております。しかし、先日内閣府が発表した南海トラフの巨大地震による広島県の避難者数の予想は1日後に9万7,000人、1週間後には約18万人に上るとされております。この想定で考えると、本市においても具体的な数字はこれからですが、かなりの数の避難者や帰宅困難者が出てくることが予想されるところでございます。現在、地震災害からの緊急的、一時的な避難場所として、晴海臨海公園や学校のグラウンド等を指定しておりますが、避難収容施設の収容能力につきましても、大竹市における具体的な被害想定が明らかになりましたら、改めて地域全体の検証から始めてまいりたいと考えております。

次に避難場所である建物に災害区分による避難場所の表示をしたらどうかの御提案でございます。議員御指摘のとおり、地震災害に対しましてはその規模が大きくなればなるほど、地震による建物の倒壊や火災、津波などから瞬時に身を守る判断をする必要があります。平素から身近な避難所がどの災害に適しているのか、いないのかということを市民の皆様周知しておくことが大変重要なことでございます。先ほど申し上げましたように、今年度作成する予定の地震・津波避難地図の中で避難場所の精査をいたします。その結果、昨年の土砂災害や洪水に加えて地震・津波に対応できる避難場所が明確になりますので、それを受けまして災害別の避難施設について市民の皆様に関わりやすくお示しできるよう

にしたいと思います。御提案まことにありがとうございます。

以上で児玉議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（二階堂 博） 児玉議員。

○6番（児玉朋也） ありがとうございます。木材促進ということで質問させていただいたんですけども、皆さん非常に勘違いしていらっしゃると思うんです。木は水にぬれるから腐るとか、火に弱いとか、いろんな言い方をされますけど、つくrikata一つで水にも強いし、耐火建築物にもなる。また鉄筋コンクリート、コンクリート住宅に関しましてはコンクリートの劣化は50年から始まり、中の鉄筋が腐ってしまってコンクリートが爆発してしまうとか、そうこともございますので、一概に木造住宅が水に弱いとか、火に弱いとかというのは少し、余り言わないでほしいと思います。鉄筋のほうも、コンクリート住宅のほうもそういうことがございます。

それで木野集会所は木造でやっていただけるということでお伺いしてはいますが、木野集会所と晴海の休憩所は木造にはならないんですか。今ちょっと聞き漏らしてしまったのですが、そのところを。

○副議長（二階堂 博） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） 晴海臨海公園に設置します管理棟につきましては、現在のところ軽量鉄骨等で施工することとさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（二階堂 博） 児玉議員。

○6番（児玉朋也） 木造化、木質化は多くの自治体で積極的に今取り組んでおる状態でございます。企画立案の時点で先進地事例などを参考にされたり、大竹市はしておられるのでしょうか。また、山口県なんかは公営住宅の木造化の事例などもございます。それと先ほども言われましたけれど、木造建築はコストが高いとかいろいろなことがございますけど、一般に言われてはいますが、木造にした場合と非木造の場合、設計段階で設計費用を比較した場合に双方で目立った費用の差はなく、また一般に流通する住宅向けの木材を適切に使用することで建築費用は抑えられると聞いておりますので、大竹市のほうもできるだけ環境に優しい木造住宅をつくっていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○副議長（二階堂 博） 都市計画課長。

○都市計画課長（栢 英彦） 今の御質問にお答えさせていただきます。建物の木造化等につきましては先ほど議員からもお話がございましたように、平成22年に国の指針が示されて、大竹市としましても昨年24年9月に指針を示させていただいたところでございます。今後その指針を受けまして大竹市で建築いたします建築物につきましては、まず木造化について検討してまいりたいと考えております。先ほどお話がございました市営住宅、公営住宅等の建築につきましては現在御園の6号棟の建築計画を立てさせていただいているところでございます。こちらにつきましては指針を立てていただいた後の計画ということでございますので、木造化、木質化については検討させていただきたいと考えておるわけでございますけれども、現在計画しております御園6号棟につきましては80戸程度の住居を提供する予定としておりまして、どうしても中高層の建物になってしまいます。そうい

ったことから建物自身は木造化というのは非常に困難なわけですが、内装の木質化、それから附帯する施設、例えば集会所でありますとか、そういったものにつきましては低層でございますので、木造化が検討できるものと考えております。何分公共建築物につきましてはたくさんの方が収容できる施設ということから、大規模な建築物を建築するような格好になります。そうしますと、鉄骨、それから木材と比較した場合に一般的に木材のほうが高くなってしまふ、それは材料がなかなか入手しにくい、そういった形から検討結果が出てくるわけですが、今後木材の需要がふえてくればそういったところにも低廉化、あるいは技術の発達によりまして、木材の高層化といったことも可能になってくるのではないかと考えております。そういった状況等を勘案しながら今後の市の建築物の木造化、あるいは木質化といったものに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（二階堂 博） 児玉議員。

○6番（児玉朋也） よろしくお願ひします。木質化であろうが、木造化であろうが優しい木のぬくもりを子供たち、また皆さんに知っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次は、2点目のことなんですけど、保育所はわかりました。それで災害というのは、いつどのように起きるかかわからないということもありまして、できるだけ措置は今現在とっていただけていると思うんですけども、一つせつかく消防長もおられますので、聞きたいんですけども、トリアージってありますよね。あれは大竹市のほうで、こういう場合はこの色にするとか、マニュアルとかあるのでしょうか。

○副議長（二階堂 博） 消防長。

○消防長（西岡 靖） トリアージ、大規模な災害が起きた場合、災害を受けられた方の被害の程度において選別するというのがトリアージということでございます。市としてのマニュアルといいますか、国なり、あるいは医療機関なりから示された方法で現在本市では行っているというふうになっております。

以上でございます。

○副議長（二階堂 博） 児玉議員。

○6番（児玉朋也） 災害というのはいつどの程度、どの被害があるかわかりませんので、安心・安全なまちづくりのほうを大竹市としてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○副議長（二階堂 博） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は3時を予定しております。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

14時44分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて8番、山崎年一議員。

〔8番 山崎年一議員 登壇〕

○8番（山崎年一） 8番、風の山崎でございます。私は4月1日施行の改正高年齢者雇用安定法の施行による対応について。ごみ有料化に対する市民説明について。新教育長の就任に当たっての決意と課題について。以上3点について問います。

初めに高年齢者雇用安定法の一部改正について問います。急速な高齢化社会の進行に対応するために、高齢者が少なくとも年金支給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を行うため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正が行われ、本年4月1日から施行されました。確かに現在の高齢者は働くことに前向きで意欲的です。今の65歳という年齢は元気でまだまだ十分に働ける、体力と気力を備えられていることは間違いありません。70歳まででも健康であれば働きたいと言う方が多いということも伺っております。65歳の定年制度が行われることで今までよりも長く働くことができ、老後の生活の安定に役立つことは間違いないと安心された方も多いと思います。しかし、なぜ65歳の定年延長が施行されたのか。ことしの4月までは60歳で定年退職しても厚生年金の報酬比例部分が支給されておりました。しかし、ことしから支給されなくなったのであります。だから再雇用により65歳まで働いてもらい、年金がもらえない期間をつなごうとするもの、これがことし実施の一部改正の中身であることは皆様方も御存じのとおりであります。しかし、早くも政府の社会保障制度改革国民会議は6月3日、支給開始年齢の引き上げを検討することで一致したとしております。そして会長は67歳から68歳に引き上げてしかるべきと談話を発表いたしました。早速昨日の朝のテレビでは年金引き上げが再々延長されるという議論がなされておりました。さて、今回の改正では従来の継続雇用制度の対象を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大。義務違反の企業に対する公表規定の導入などで、厚生年金の報酬比例部分は25年4月以降に定年となる方は61歳からの受け取りとなり、以後3年ごとに1歳繰り上げられ、2025年4月以降は65歳からとなっています。また、女性の場合は5年おくれての適用となっています。このように年金制度が大きく変更され、雇用期間の延長で、雇用者の側にも大きな負担が生まれるものと思われます。法律では60歳の定年を引き上げる。継続雇用制度を取り入れる。定年制度を廃止するの3項目のどれかを実施するように規定しています。厚生労働省が従業員31名以上の14万社を対象に調査し、昨年10月18日に発表しました高齢者の雇用状況によりますと、定年引き上げが14.7%、継続雇用制度の導入が82.5%、定年廃止が2.7%となっており、圧倒的に継続雇用制度の導入が多くなっております。大半の企業が入り入れております継続雇用制度ですが、一旦会社を退職し、退職金を支払い、改めて雇用する再雇用制度と言われております。再雇用制度は退職金をもらって引き続き雇用されるわけですから、なれた職場で働きやすいということですが、一方で大半の従業員の給料が激減すると言われております。このように労働者にとっても大変な時代ですが、企業にとってもますます大変、本来退職される人が企業に残ってくれるわけですから、人件費の増加などで厳しい生き残りをかけた試練の時代と言えるかも知れません。先ほど

十

の厚生労働省の調査は従業員31名以上の中小、大企業を対象としたもので、30人以下の企業の調査はなされていないのが現状であります。高年齢者等の雇用の安定等に関する一部改正法は平成24年8月29日に成立し、本年4月1日施行ですから、法改正から施行までの期間が非常に短かったことで大竹市内の小規模零細企業の高齢者雇用はどのように実施されているのか、伺います。また、今後の対応についても伺います。継続雇用制度では経験豊富な高齢者の雇用が安定することにより、若い世代の雇用に不安が生じる可能性があります。小規模の企業では従業員数には限度があり、若年層の採用を控えるなどの状況が予想されますが、近年の大竹市内の新規採用は雇用義務化でどのように推移しているのか、把握されていらっしゃいましたら、お願いいたします。

次に市職員の60歳以後の再雇用について伺います。公務員については高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する高年齢者雇用確保措置についての適用が除外されていますが、再任用制度により対応と伺っております。本市の職員の退職後の処遇について、現在の取り組みと今後の方向について伺います。平成25年度中には新たな制度の設定、対応を決めなければならないと思いますが、どう対応されますか。定年を迎えて職場に残る人、退職して再就職する人、地域や故郷に帰る人などさまざまな進路があるかと思いますが、今後3年間の退職予定者数、またどれくらいの人が職場に残られると想定されていますか。その場合、継続雇用される場合の職員の処遇はどのように規定されますか。継続雇用制度で役所に残られることは豊富な経験と知識が引き続き活用されるわけで、市にとってはよいことではありますが、反面、高年齢者職員が職場に多く残っていることになると全体の定数、あるいは新規採用の職員数にも影響してくるのではないかと懸念いたします。若年層の採用に影響が及ぶことは避けられないと自治体で評論しているところもございますが、大竹市においてはどのように対応されるのかを伺います。

もう1点は経験豊富な先輩職員が職場に残り、後輩職員が上司の役割を果たさなければならないことで、難しいことはないのか心配ですが、どのように判断されていますか。

次に本年10月から実施されますごみ有料化に関する市民説明会について伺います。大竹市のごみ有料化については、ごみの減量化が目的とのことで昨年の12月14日の本会議において可決されました。議会で決めていただき市民説明を実施するとのことであり、4月から各地で住民説明が行われております。住民説明会は合計で18カ所の開催予定で、7月までの予定ですが、現在までの状況について伺います。

私は2度の市民説明会に参加させていただきました。多くの皆さんが出席され、真剣に取り組まれている姿にごみ問題への関心の高さを感じました。また、市民説明会では住民からの意見、要望などについて幾つかあったと思いますが、住民説明会を通じて把握されております住民の意見や要望等について、また新たな課題が生まれておりましたら報告をお願いいたします。

次に大竹市の新教育長として選任されました大石教育長におかれましては、まことにありがとうございます。大石教育長におかれましては広島県教育指導監、大竹中学校、小方中学校の校長を歴任され、本年4月大竹市の教育長として就任されました。就任以来2カ

月が経過したわけでありますが、新教育長の決意と課せられた課題について、また就任に当たっての学校教育のあり方についてお考えを伺います。就任早々に小中一貫校、小方学園の開校を体験され、さまざまな苦労があったことと思いますが、小中一貫校、小方学園の開校は大竹市の教育行政にとりまして、未曾有の分野、新たな取り組みであります。開校から2カ月余りでありますが、現時点での評価、問題提起などがありましたらお願いいたします。近年の本市においては、大竹小学校の改築や小方学園の開校とともに、給食センターの新設による学校給食の充実など、明るい話題もありました。長年の校長経験の中から大竹市の学校教育のすぐれた話題などお伺いしたいと思います。

折しも現在の学校教育は暴力やいじめ、不登校など大きな問題を抱えております。大竹市のホームページでもいじめ問題の対応やポイント、小中学校のいじめ未然防止の取り組みなどがアップされ、教育委員会としての取り組みが見てとれます。子供たちがいきいきと学び生活できる学校教育が期待されていますが、いじめや不登校など児童生徒の問題行動について根本的な根源はどこにあるのかについても伺います。私は学校教育とともに家庭教育が大切で、子供の日常の生活を支えている家庭が円滑に営まれていることが子供や児童にとって大切なことであると思います。家庭教育の充実についてのお考えもあわせて伺わせてください。

次に大竹小学校の児童の問題行動について、本年2月27日の総務文教委員協議会において御説明をいただきました。その時点では教育委員会、学校、教師の懸命な取り組みで解決に向かって着実に前進しているという報告でありました。その後協議会後の事態の推移について伺います。

以上壇上での質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは山崎議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の改正高年齢者雇用安定法についての御質問にお答えいたします。急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部が改正され、平成25年度4月1日から施行されています。主な改正点としましては定年に達した人を引き続き雇用する継続雇用制度の対象者を労使協定で限定できる仕組みが廃止され、希望者全員が継続雇用制度の対象となったこと。義務違反の企業に対する公表規定が導入されたこと。また、定年を65歳未満に定めている事業主に対し、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年制の廃止のうちいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければならないことが規定されたものでございます。御質問の法改正の周知につきましては、ハローワーク大竹におきまして市内の全企業に対して法改正に関するリーフレットを郵送するとともに、把握できる全ての企業を直接訪問するなど、あらゆる機会を通じて周知を図ったと伺っております。本市におきましてもハローワーク大竹と連携し、市広報への掲載、リーフレットの窓口配布、ケーブルテレビでの周知活動の支援などを行っております。

次に企業などにおける対応状況でございますが、毎年事業主からハローワークに提出される6月1日現在の雇用状況の報告書をもとに、厚生労働省が企業の雇用確保措置の実施状況を集計し公表しておりますが、法施行後の実施状況につきましては、現段階では公表されていません。また、厚労省の集計は全国及び県単位までであり、市内の状況までは公表されておらず、さらに30人未満の小規模な企業は対象外とされていることから、ハローワーク大竹ではこれらの企業に対し、今後集団指導などの実施やハローワーク内の相談窓口などで個別に確認し、対応していくことと伺っており、本市もできる限り協力してまいりたいと考えております。なお市独自で市内の小規模な企業の実施状況を把握する必要があるかどうかにつきましては、高年齢者雇用確保措置における事業主に対する指導、助言、勧告及び公表の権限が全て厚生労働大臣にあることを踏まえ、国の今後の取り組み状況を見ながら協力できるところは連携する姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

次に若年層への影響でございますが、今回の法改正は少子高齢化の急速な進展による若年人口の減少や、団塊世代の大量退職などによる就業者数の大幅な減少に対応するため、働くことができる全ての人が全員参加型で労働力人口を維持することを目的としておりますが、個々には影響を受ける企業もあるかと思われますので、今後ハローワーク大竹や各企業から情報収集し、企業の新規採用状況の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に市職員の再任用の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。本市では平成14年に職員の再任用に関する条例を制定しておりますが、これまで当該条例に基づき職員を再任用した実績はございません。国の再任用の方針ではフルタイム勤務を基本とし、必要に応じて短時間勤務とし、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢までの間は雇用の継続を図るものとされており、地方公務員につきましても今年度は国に準じて措置を講ずるよう要請されていることから、再任用の実施に向けては国の方針に沿った運用を視野に入れながら検討しているところでございます。

次に今後の定年退職者の数でございますが、今年度末が13名、平成26年度末及び平成27年度末がそれぞれ8名となっております。このうち再任用が見込まれる職員数でございますが、再任用はあくまで本人の希望が前提であり、人数を想定することが難しいため年度ごとに定年退職予定者の意向を確認した上で対応してまいりたいと考えております。ただ、今後公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられてまいりますので希望者は年々増加していくのではないかと考えられます。再任用の実施に伴う新規採用への影響でございますが、再任用職員の増加分の全てを新規採用者数の抑制で対応することは将来、職員の年齢構成にひずみを生じさせることにつながりかねません。そのため新規採用職員につきましても一定の人数を計画的に採用していく必要があると考えております。なお、再任用によって職場での職責が逆転するなど、これまでとは異なる職場環境になることは十分に想定されますので、再任用に当たって十分に説明していくとともに、職員の意欲の低下や公務の遂行への支障が生じないよう、庁内においても再任用制度についての理解を深めてまいりたいと考えております。

続きまして2点目のごみ処理手数料の導入に関する住民説明会についての御質問にお答えします。ごみ処理手数料の導入に関する住民説明につきましては、これまでに7地区で

開催しております。住民説明会では初めにごみ処理手数料の導入に至った経緯、導入の必要性や効果など説明させていただき、あわせてごみ処理手数料の導入によってごみの取り扱い方法が変更となる事項や、今後、市が新たに取る施策などについて項目ごとに具体的な説明を行い、ごみの減量化及びごみ処理に要する経費の削減への御協力をお願いしているところでございます。これまでの住民説明会では御質問の多くが取り扱い方法が変更となった事項や、今回市が新たに実施した施策、今後実施予定の施策に関するものでございました。具体的な例を申しますと、今年4月から新たにごみ収集の区分として設けました剪定枝等の日や紙資源の日の具体的な取り扱いや、新たな指定ごみ袋への変更によるごみステーションへのごみ出しの混乱への対応。手数料の導入に伴い、増加が懸念される不法投棄の防止対策。さらには小型家電や衣類、廃油などのリサイクルの積極的な推進などでございます。新たなごみ収集の区分につきましては、これまで市広報でも詳しくお伝えしてまいりましたが、特に剪定枝などの取り扱いにつきましては市広報6月号にチラシを折り込み、全世帯に配布したところでございます。ごみステーションでの混乱への対応につきましては今後、自治会連合会や公衆衛生推進協議会にも御協力いただき、正しくごみ出しが行われますよう対策を講じたいと考えております。不法投棄への対応につきましては、申請により不法投棄防止用の看板を配付する制度を設けたところでございます。

小型家電などのリサイクルにつきましては、現在支所や公民館などの公共施設に回収用のコンテナを設置し、拠点回収ができるよう調整を進めているところでございます。これまで市民の皆様からいただきました御質問や御提案を見ますと、ごみ処理手数料の導入の是非に関する御意見よりも、ごみに関するマナーやごみを少しでも減らし、できるだけ資源化しようという思いがうかがえるものが多く、ごみの減量化に対する市民の皆様方の意識の高さを感じさせていただいているところでございます。なお、住民説明会で配布しておりますごみ処理手数料の導入に関する冊子は各公共施設にも設置しているほか、市のホームページにも掲載しております。また住民説明会での御質問や御提案に対する対応、今後の市の取り組みにつきましては、今後市広報やホームページなどでも積極的に紹介してまいります。多くの住民説明会に議員の皆様方、多くの方々が出席されました。特に多くの会場で多く出席いただきました議員の皆様方には心より感謝申し上げます。ありがとうございます。このように少しでも多くの市民の皆様方に市の取り組みを知っていただき、十分に御理解いただくことでごみ処理手数料の導入を円滑に進めながら、ごみの減量化に向けた取り組みを市民の皆様とともに推進してまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 教育長としての思いや決意について語る機会を与えていただき、まずもって感謝申し上げます。

それでは山崎議員の御質問にお答えします。最初に教育長就任に当たっての決意と課せられた課題についてお答えします。現在、大竹市の教育的課題は小中一貫教育にかかわる教育全体計画の立案、また学力向上や生徒指導といった学校教育をめぐる諸課題など数多

くあるものと捉えております。これらの課題を踏まえた上で私といたしましては子供たちが夢や目標の実現に向けて努力し、自立した社会人として将来活躍できるような人づくりに取り組むとともに、大竹に住んでよかったと思える市民の皆様を1人でも多くふやしていきたいと考えております。したがって学校教育におきましては知識や技能の取得はもちろん、人とかかわりを通して生涯を生き抜く力を身につけ、大竹を愛し、将来の大竹を担う子供たちを育てていきたいと願っています。そのためには大竹市内のそれぞれの学校が夢や活気にあふれる学校、地域から信頼される学校となり、県内においても模範となるべき学校を築いてまいりたいと考えております。

次にいじめや不登校などの根源についてでございますが、これらは人間関係、居場所づくり、ストレス、家庭での生活習慣、生活環境などさまざまな要因が複雑に絡みあっており、一律に捉えることが難しいものと捉えております。したがって個々の実態にそった丁寧な取り組みが必要であるとともに、学校、地域、家庭の一層の連携が重要であると考えております。特に子供たちの健やかな育ちの基盤である家庭が教育の出発点であり、基本的な生活習慣など人間形成を進める上で極めて重要な役割を担っていると認識しております。教育委員会といたしましても、多様な家庭教育に関する講演会の開催など家庭における養育機能の向上に努めているところでございます。

また、これまでの私の経験から感じている大竹市の教育の良さについてでございます。保護者や地域の教育熱が極めて高く、教育への支援、協力が極めて多くなされているものと捉えています。したがって学校においても教職員のまとまりがよくて、組織的な動きができて、比較的落ちつきのある教育活動が展開されているものと捉えております。

次に小中一貫教育についてでございますが、小方学園規模の小中一貫教育校は県内でも少なく、2カ月たった現在も試行錯誤の取り組みが続いておりますが、新しい環境の中で子供たちは落ちついて学習に取り組み、教師も新たな学校をつくる喜びを感じ、前向きに教育活動を進めており、円滑な学校運営が行われていると捉えております。今後は小学校と中学校の文化の違いを認め合いながら、小中一貫教育校としての特色をどう打ち出していくかが大きな課題であると捉えております。

最後に昨年度の小学校での児童の問題行動についてですが、今年度のスタートに当たり、当該校の教職員が危機感を共有しながらベクトルを同じくして指導の徹底を図りました。また、配置している支援員の効果もあり、現在は落ちつきのある授業が展開されているところでございます。教育委員会としても学校訪問の機会をふやし、適切な指導助言を行ってまいりたいと思っております。施設一体型の小方学園、市内小中学生を対象とした給食センターなど、今年度本市の教育行政は新たな試みをスタートしております。子供一人一人が夢を持って生きる力を育む教育の充実に努め、笑顔・元気・かがやく大竹っ子を育ててまいります。御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で山崎議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 山崎議員。

○8番（山崎年一） ありがとうございます。教育長の温かいやわらかい声でお言葉をいただきますと、何を言われても言われる前にその言葉と温かさに感動して、とてもいいお話

を伺いました。ありがとうございます。

初めに改正高年齢者雇用安定法について二、三伺わせていただきます。職種によりますと再任用が難しい職場もあろうかと思えます。新しい職場などの工夫があるのかなと思うわけですが、例えば消防職等についてのお考えに何かありますでしょうか。消防における再任用がふえた場合に高齢者が現状の勤務を続けるということは大変困難だと思います。高齢者の雇用に向かないということは明らかでありまして、勤務体制の見直しをされるのか、定数等の関係もあろうかと思えますがどのように対応されるのか、構想があればお伺いいたします。ただ、本市の消防規模というのは飛び抜けてたくさんの規模でございますので、そういう意味においてはそこまで検討する必要はないということなのかもわかりません。その辺の考え方について思いがあればお伺いしたいと思えます。

それから消防職に限らず再任用において、先ほども申し上げましたが、上司であった人が急に部下になるということは大変やりづらいというふうに思うわけですが、肩書は変わっても能力や知識はそのままでありますから、お互いにやりづらいと思うわけがあります。労働政策の面や行政改革の面からは逆に作用する。あるいは職場においては立場が逆転するなど人間関係が損なわれるという事態もあるのかなというふうに考えるわけですが、再任用の職員を集めて一つの職場を任せるといようなこともあっていいのかなと、私なりに思ったわけですが、再任用による職員の増加による定数のカウントはどういうふうに考えられる。それから臨時職員の処遇についてはどういうふうに考えていらっしゃるかということもあわせて、お願いできればよろしくお伺いいたします。

十

○議長（西川健三） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） まず消防職のほうから、ちょっと消防長がおりますので私が答弁するのはどうかとちょっとあるんですが、私のほうから。勤務体系が通常とは異なってます消防署につきましては。年齢による配慮を特に要する職場につきましては、事前にしっかりとした調整が必要と考えております。また、交代勤務や現場への出動が困難である場合には事務所内での業務を担当していただくという考え方もできるのではないかと考えております。いずれにいたしましても本人の意向や健康状態、あるいは業務の中身等を十分検討した上で対処していきたいと考えております。

次に再任用した場合、もとの上司が自分の部下になるということも当然あり得ることでございます。民間においては既にしばしばあるようにも聞いておりますし、再任用されたことによって、給料の月額が5分の3程度になっても、そのままの職責を果たされて上司として残るといような場合も想定されます。いずれにいたしましても再任用制度についてはこれから十分職場内で検討、研究していきたい問題でございます。私も定年年齢、先ほど言われた3年間のうちに入っておりますが、どのように考えていくかというのは市として大きな課題だと考えております。

また、職員の定数の問題でございますが、再任用制度にはフルタイム職員、短時間勤務職員等がございます。これにつきましてはフルタイムの職員については定数内でございます。短時間勤務の職員につきましては定数外ということになります。またそれと再任用の職員がふえることによって、現在の臨時職員の方、あるいは嘱託職員の方についてのどの

ようになるかということでございますが、それについても当然嘱託職員、市のOBの方で嘱託になっておられる方等、いろいろ考慮しなければいけないことはたくさんございますが、一定の人数、専門的、行政の立場としての一般的知識を持った嘱託員の方につきましては、人数的には減ってくるものだと思っております。以上です。

○議長（西川健三） 山崎議員。

○8番（山崎年一） ありがとうございます。再任用でされた方は結果として臨時職員さんを整備していかんやならんというようなことのないように、ひとつよろしく願いいたします。

それで先ほどの厚生労働省の平成24年6月の調査。高年齢者の雇用状況の集計結果であります。定年到達者の継続雇用状況で過去1年間に定年年齢に到達した人のうち、継続雇用された人は73.6%。継続雇用を希望しなかった人が24.8%。基準に該当しないで離職された人、要するに継続雇用されなかった人というのが1.6%。これは大企業でありますから、全国で約6,852人いらっしゃるということであります。14万社の中です。当然これは中小・大企業でありますから、30人以下の零細企業においてはこの数字は1.6%なんてものじゃない、かなり高くなっただろうと思うのであります。そういう人たちがこれからどうやって生活するのか。例えば職がなくなったわけではあります。この人たちには職がない、給料は当然入りません。年金もない。御存じのように生活保護法の改定が4日に衆議院本会議で可決されました。生活苦がささやかれています。年金がない、給料がない、もちろん当然にして年金の繰り上げ支給というのはありますが、これをやれば結果的に将来もらう年金が極端に少なくなるというような問題がある。こういう人たちがどうして生きていけばいいのか、ここについてちょっとアドバイスをいただきたいんですが、こういう人たちがどうやってこれから生活するのか。給料がない、年金がないんです。こういう人は大企業で7,000人生まれた。恐らく大竹市内の中小企業では、零細企業ではもっと比率からしたら高いものが生まれているんだろうと思うわけですが、ここに対しての考え方というのをきちっと出されんと、実際にこの制度で困る人が出てくる。生活保護に頼らざるを得ない人が出てくるということだってあり得るんじゃないかなということをお心配するわけでございますが、お考えがありましたらよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） 大変大きな問題と考えております。一市のレベルでとやかく言えるような問題ではなく、また国政レベルでも大変大きな課題となっている問題でございます。年金がない、給料がない、当然それが60歳定年制で、例えば60歳から年金取得でもこの問題はいつの時点でも発生してきた問題であると思っております。それについて抜本的対策はないかという、大変難しい質問を受けておりますが、単純にすぐ思いつくのは大竹市の場合ではどこの国全体でもやっておりますが、シルバー人材センターの活用というのは一つの考え方と思います。

○議長（西川健三） 山崎議員。

○8番（山崎年一） 大変難しい質問をしまして済みません。先ほど政府の雇用対策等の予算というようなお話もございました。ぜひそういう予算がつけばこういう方に利用してい

ただけるような制度ができたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それともう1つ、法改正では罰則という規定がありました。障害者の雇用についても罰則規定がありましたが、この部分については基準に満たない企業は企業名を公表するというものと同時に、22年7月1日より改正されて罰則につけて雇用納付金というものの支払いという制度ができました。しかしこの高年齢者雇用安定法の罰則規定というのは法令義務違反の企業には企業名を公表するというだけのものである。この企業名を公表するという罰則はどんなものだと思われていらっしゃるのでしょうか。この企業名を公表するということについて、私は余り意味がないのではないかな。障害者雇用についてでも私そのように感じておったんですけども、これが実際にきちっと施行されて効果が上がるのだろうかという不安を持っているわけですが、ここについてはどうでしょうか。

○議長（西川健三） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） 今回の改正高年齢者雇用安定法におきましては、その規定に違反している事業主に対しまして厚生労働大臣が必要な措置及び助言を行う。そして勧告、公表ができるということが規定されております。これらの権限につきましては厚生労働大臣の権限でございまして、市として考え方を述べる立場でないということをひとつ御理解賜りたいというふうに思っております。なお、罰則の効力につきましては広島労働局に問い合わせをしましたところ、企業名の公表は大変重い措置であり、安定所による個別指導、あるいは広島労働局による特別指導によっても企業が理解を示さない場合は企業名を厚生労働省が公表することになる。そしてこの企業名を公表するという措置を行うことが目的ではなく、高年齢者の雇用確保の確実な実施の推進と趣旨を理解してもらうことが目的であるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（西川健三） 山崎議員。

○8番（山崎年一） 御答弁ありがとうございます。

それでは続いて教育の問題について一、二伺わせてください。

先ほども申し上げましたけども、体罰やいじめの問題というのが全国的に議論されております。中高生の自殺の問題や、日本女子柔道連盟の体罰、学校教育現場でのいじめの問題など、スポーツや教育の分野で問題提起がたくさんされております。4月11日には民主、生活、社民党がいじめ対策推進基本法案を、5月16日には自民、公明両党がいじめの防止等の対策推進に関する法律案を、それぞれ参議院、衆議院に提出し、今後政党間で協議し、法案を一本化、今国会での成立を目指すということでありました。ところがきょうの朝日新聞によりますと、与野党協議が難航し、今国会での成立が困難だとの報道もありました。期待していたとの市民の声がある中で、この法案の成立が危ぶまれるという状況になっておるようでございます。このような中で廿日市の市立中学3年生、14歳が5月7日に自宅で自殺を図ったということが発表されまして、8日に死亡したと廿日市の教育委員会が記者会見をしました。この事件も女子生徒から担任を含め複数の教師が事前に相談があったとされ、同教育委員会で原因を調査、調べて全貌の解明と再発防止に最大限の努力をし

たいと報じています。これは5月23日の朝日新聞の報道であります、市の教育委員会が調査委員会をつくるということを決定したということでありました。調査委員会は7人で構成されておるようでありまして、廿日市市公立中学校校長会の会長さん、あるいは大学の元学長、名誉教授らということであります。また委員はいじめ問題の研究者や教育心理学者、臨床心理学の専門家で構成され、調査結果は公表するということでありました。折しも5月22日に滋賀県大津市の教育委員会の委員が事件当時のみずからの対応を検証した報告書というのを公表した。これは新聞報道で、これも朝日新聞であります、大津市のいじめを受けた市立中学2年の男子生徒当時13歳が自殺した問題で、市教委は22日、当時の教育委員が自分たちの対応を検証した報告書を公表したと。これは教育委員会としてではなくて、退任された教育長を外した残りの4人の教育委員さんが連名で発表したということでありまして、自殺の要因としていじめより家庭の事情が大きいと思い込み、事務局の報告を待つことに終始したと自己批判をしておるそうであります。10月末に学校でいじめがあったとの報告を受けた後もアンケートの方法や結果を確認しなかったと。情報共有も不十分だったと反省、学校任せでなく、教育委員会主導で調査するよう指示をし、積極的に会議を開いて情報共有に努めるべきだったと結論づけておるということであります。教育委員会の委員さんが4名連名で反省文を出したということでもあります。

しかしながら廿日市の事故調査委員会の委員が決められたのが事件から17日後の24日であります。実に17日が経過しておる。また、6月1日に第1回の会合が開かれ、9月をめどに結果をまとめるとされておりますが、月に2回ぐらいの会議を開きたい。事件発生から第1回の調査委員会の開催まで実に25日を要した。このような経過を見ますと事件に対する取り組みがおくれているというのが当事者や保護者、市民の素朴な意見ではないかと思えます。真相を解明しようとする市教育委員会の対応のおくれが目につきますが、大津市の教育委員の検証が何ら生かされていないという気がするわけであります。本席で他市の事件の批評を伺うことはありませんが、このような中で大竹市としてこういう事件・事故への対応についてどのように考えてらっしゃるかということについて伺いたいと思えます。ちょうど隣のまちで、隣の市でこういう事件が起きたわけありますから、隣接している大竹市としてもこういうことについての対応というのは早急に対処される必要があると思っておりますが、その部分についてお願いいたします。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（大石 泰） 本当、廿日市市内の中学校で起こりましたこの自殺という事件については本当に痛ましいものであると捉えております。また、我々も命ほど重いものはない。やはり、命の大切さ、とうとさというものを常に訴えていきたいというふうに考えております。万一このような事態が起こったらどうするかということでございますけども、やはり議員おっしゃられるように迅速正確な実態把握というのは必要だと思いますけども、多様な観点から見ていくことが何よりも大切であろうと思えます。そのためにはやはりいろんな人の意見であるとか、また正確な事情聴取であるとか、そういったもろもろのことがありますので、時間も少し必要になってくるのではないかなというふうな思いがしております。

以上でございます。

○議長（西川健三） 山崎議員。

○8番（山崎年一） 実は平成23年6月1日に文科省から出された通知では、児童の自殺が起きたときの背景調査のあり方についてということで、児童生徒の自殺など、学校内外における生徒指導上の重大事故の発生に備えて、中立的な立場で事故の背景など調査する児童生徒に関する事故調査委員会の定義というのがなされております。その通知では基本的な考え方として、1、背景調査はその後の自殺防止に資する観点から云々とありまして、学校または教育委員会が主体的に行う必要がある。自殺に至るまでの調査のみならずできる限りそれらの事実の影響について分析評価を行い、自殺防止のための課題について検証することが重要である。2として、自殺の要因は1つではない。3として、学校もしくは教育委員会が設置する自殺調査委員会は遺族の要望、意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と在校生や保護者にも配慮と説明が重要。4として、学校及び教育委員会は調査委員会に対して積極的に協力する。そして5番目として、学校及び教育委員会は児童生徒の自殺の防止に努めるのみならず、万が一自殺や事案が起きたときに備えて、平素から事後の緊急の対応や背景調査を適切に行うことができるよう取り組む必要があるとしております。

要するにふだんの取り組みを着実に推進する必要があるということをして23年6月1日に通知として出しておる。ということであり、このような観点から見ますとぜひ大竹市においても事故が起きた場合に早急に対応できる体制というのをよろしく願いして終わります。ありがとうございました。

十

○議長（西川健三） 続いて、9番、細川雅子議員。

〔9番 細川雅子議員 登壇〕

○9番（細川雅子） 9番、市民ネットの細川雅子でございます。朝から皆様大分お疲れのところとは思いますが、おつき合いよろしく願いいたします。質問に入る前に男女共同参画週間について少し触れさせてください。

市の広報にも掲載されておりましたが、毎年6月23日から29日までの1週間を定めて、男女共同参画社会への理解を深める取り組みを行う期間となっています。ことしのキャッチフレーズは「紅一点じゃ、足りない」です。この思いはここにおられる多くの皆様と共有できる思いだと思っております。

今回、私の一般質問は病後児保育について取り上げさせていただきました。子育ての現場はまだまだ母親のほうが多くを担っております。多くのお母さんたちが安心して幸せに子育てできる大竹市になるためにはまさに紅一点では足りません。男性の方々に多様な個性があるのと同じように、女性だっていろいろな考え方があります。さまざまな立場やいろいろな角度からの女性たちの思いがもっと政策立案や政策決定に生かされてこそ、豊かで幅広い魅力ある大竹市になると信じております。

さてそれでは質問に入ります。本市の病後児保育事業は平成21年度より実施されてきましたが、平成17年度策定の次世代育成支援行動計画、さらに定住促進アクションプランの中で子育て世代のニーズを捉え定住を促す事業として位置づけられたものです。が、期待されて始まった事業ですが、ことしの4月からこの事業は休止していることを皆さん御存

じのことと思います。本事業は開始当初より利用者が少ないことが議会で取り上げられていました。毎年かかる経費と利用件数だけに注目いたしますと、費用対効果の面で疑問を持たざるを得ないし、議会としても幾たびかこの点が指摘されてまいりました。しかし、市長はその都度、セーフティネットとしての事業継続の意思を示しておられました。近隣の市町では病後児だけでなく病児保育も実施して、病児、病後児とも利用件数が伸びていると聞きます。例え大竹市での利用件数が少なくても病後児保育は子育て世代が潜在的に持っているニーズであろうし、若い世代の定住促進のために子育て世代に安心を提供できる本市に必要な事業の一つであると考えます。このような背景があるからこそ、セーフティネットとして続けたいという市長の思いを理解し、議会も予算を認めてきた経緯があるのだと私は思っております。病後児保育の休止を私は市広報4月号で知りました。病後児保育の休止と題して、4月1日以降事業を休止しますといったシンプルな記事でした。休止の理由も期間も今後の利用者のフォローも全くありません。この記事を読んだ時、率直に言って子育てしながら仕事をしているお母さんたちの気持ちに全然寄り添っていないという印象を強く持ちました。子供は病気になるものです。さらに子供が2人になったら2倍、3人になったら3倍どころではありません。感染症などは子供が2人なら4倍、3人になったら8倍ぐらいの勢いで子供同士、兄弟同士でうつしあいます。働くお母さんたちは子育て時代は子供の病気だけで有給休暇を使い切ってしまう。同僚に遠慮しながらも休みを取れる職場はまだましです。小さな事業所では解雇につながることを恐れて仕事を休むこともできません。まだ微熱があつたり、しんどそうな小さな我が子を1人家において仕事に出た経験のある方、あと1日休ませたいと思いながら保育所に出した経験のある方もおられるのではないのでしょうか。何もなかったからよかったものの、働きながらの子育ては綱渡りの連続です。誰もが子供が病気のときぐらいはしっかりと子供についてあげたいと思いながら、できないのが今の社会です。今回の熱はおばあちゃんにお願いして、何とか乗り越えた。でも、次はないかもしれない。だからこそせめてもの病後児保育です。いよいよ困った時には市の制度があるから、お母さんたちは安心して働けるのではないのでしょうか。今回の突然の病後児保育の休止は、かけたはしごを突然外したようなものではないのでしょうか。該当代の親たちは今後どうしたらよいか不安になったことでしょう。事業の休止に至った経緯、今後の方向性について納得の得られる説明をお願いいたします。また、今後事業が再開されるにしろ、休止の間中は緊急措置的な対応を準備されるおつもりがあるのかお尋ねします。

最後に本市の定住促進施策として、次世代育成支援行動プランのうちの特に子育て支援の事業には力を入れるべきと考えますが、いまだに未実施の事業があります。休日保育やファミリーサポート事業などです。それらについて今後の見通しをお願いいたします。

以上、病後児保育の休止に至る経緯と今後の見通し。休止の間の緊急措置について。休日保育やファミリーサポート事業の見通し。この3点についてお尋ねし、壇上での質問を終わります。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは細川議員の御質問にお答えいたします。

市民の皆様方から御要望があることと、実際に御利用されることのギャップ、それから行政で必要であると認めながら、実際にはその参加される件数も少なく経費がかかる問題についてお叱りを受けながら御質問いただきました。私大変重くそのことに対して思っております。御指摘ありがとうございます。

病後児保育事業は病気の回復期にあるお子さんが保育所等に通うことが困難な場合に、病院などで一時的に保育を行う事業でございます。本市におきましては平成21年度から医療法人社団親和会やまと病院に委託して実施してまいりましたが、しかしながらやまと病院から平成25年度から当該事業の受託が困難であるとの申し出があり、事業継続の協議を行ってまいりましたが、残念ながら本年4月から事業を休止することとなりました。病後児保育事業は子育て支援のセーフティネットとして事業を継続してまいりましたので、利用者が非常に少ない状態が続く中でも、これまで利用者の増加を図るため、制度の見直しや広報なども行ってきたところでございます。しかし4月以降、このセーフティネットに空白が生じる事態になり、市民の皆様には御心配をおかけしてまことに申しわけなく思っております。少子化の進展、就労形態の多様化などの社会経済状況に鑑み、本市において子育て家庭の就労と保育の支援を行っていく必要性を強く感じております。今後は病気の回復期に至っていないが、病気の急変がないお子さんや、病気の回復期のお子さんを対象とする病後児保育を含めた病児保育事業の構築をしていく方向で取り組みを行ってまいります。

次に子育て支援にかかる未実施事業についてお答えいたします。平成21年度に策定した大竹市次世代育成支援行動計画後期計画において、今後取り組む子育て支援事業として挙げられているもののうち、休日保育事業及びファミリーサポートセンター事業が未実施となっております。休日保育は日曜日や祝日に、保護者が就労などでお子さんを家庭で保育できない場合に対応するための事業でございます。また、ファミリーサポートセンター事業は、NPO法人等と連携しながら育児の援助を希望する保護者と、育児援助の提供を希望する市民がお互いに助け合う活動について連絡調整を図る事業でございます。両方の事業とも行動計画にうたっておりますので、今後取り組んでまいりたいと考えております。議員の御指摘ありがとうございます。

以上で細川議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 今ちょっと読み違えたようでございます。

事業継続の協議を行ってまいりましたがと言うべきところを、「怠って」というふうに発音が聞こえたようでございます。大変御無礼をいたしました、お許しください。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） ちゃんと「行って」と聞いておりましたので御安心ください。私が聞いたのは病後児保育休止に至る経緯と今後の見通しと、休止の間の緊急措置についてはないのかという点もお尋ねしたんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（西川健三） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 病後児保育事業については私も細川議員さんと同様な考えを持っております。今市長がお答えしました件は、今後におきましてはでき得れば病児を含めた形で、その下に病後児もあるということで、ぜひともそれを実現していきたいというふうに考えているところでございます。その間の部分につきまして、私どもの中でもいろいろと議論はいたしましたけれども、これにかわるという補完的な、先ほどのファミリーサポートセンターも一部補完のことがあるんだろうということは思いますけれども、まずはでき得ればこの病児保育に向けて精力的に取り組んでまいりたいと、その間について本当に申しわけなく思っておるところでございますけれども、いろんな事業につきましても即時的なすぐの対応というのが中で考える上ではなかなか困難であろうというふうに考えておりますので、このような答弁ということでさせていただきました。本事業の病児保育に向けては本当に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） まず御答弁の冒頭で市長が大変今回のことは重く受けとめているというふうにおっしゃってくださったので、しっかりと取り組んでいただけることとは思いますが、やるのであれば病児も含めてしっかりした制度を構築していきたいといった市長の思い、また部長の思いは大変私も大事にさせていただきたいと思うんですけど、それでは大体どれぐらい待てばいいのかと。先ほども壇上で申し上げましたように、子供の病気は待ってくれません。私たちは何とかかなるだろうと思っておられるかもしれませんが、今夜家に帰ったら熱を出すかもしれないと、本当に熱を出してしんどい時には何とかして仕事を休んだりもできるんでしょうけれども、熱が下がったからといって安心して通常の生活に戻るとぶり返すこともございますし、体力の弱っているときに普通の元気な子供さんたちからもらってきて、また別の病気をもらってきて感染してしまうということもよくあることです。それを思えば一刻も早くしっかりと預かっていただけるような方法を緊急措置的にやっていただきたいと思います。どれぐらい待てばいいのかということと、恐らく子ども・子育て関連3法の関連でまたいろいろ計画の練り直しとかニーズ調査とか、市もやっていくとは思いますが、私は事業を休止してしまうということが、ニーズをつかむ上では大変マイナスの方向に動いて行ってしまうんじゃないかと心配しております。せっかく市が今まで病後児保育を、なかなか利用者が少ないところを何とかふやそうということで努力してこられてきたところで、一生懸命掘り起こしてきたところで、また1年、2年休止してしまうことによって、それが沈んでしまう。そこでどうやってニーズを掘り起こすのかということに関してはまた困難な作業になるのではないかと心配しておりますので、もしできることであれば、これは私の素人の考えですが、例えば今回休止になったと聞いたときに、市も大変少ない職員の数で苦勞しておられますが、でも、専門の職員の方がいらっしゃいます、保健師さんとか、保育士さんとか、毎日ある児童の預かりではございません。たまに突然発生することですので、そういった専門の方をもし市がベビーシッターとして派遣してくれたらお父さん、お母さんたちも市の職員が来てくれるんだと

いうことで、より一層安心が増してくると思います。または廿日市市は病児・病後児もやっておりますので、何とか廿日市と広域連携をして大竹市が始めるまでの間預かっていただくとか。それも無理なら広島県内では病後児の預かりをしてくださるベビーシッターをしている民間の事業所がございます。そちらの知恵をかりながら何とか再開までできないものかと、そこら辺をぜひ、市長の先ほどの強く受けとめているという思いを私は信頼いたしまして、何とか再度考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、議員から提案までいただきまして、一つの休止期間中の対応等についても御提案いただきまして、大変ありがたく思います。担当部署ともしっかり協議させてもらいながら進めてまいりたいというふうに思います。

私ごとながら自分自身も孫がおりまして、この時間も実は病気になったとき、孫の守りをしなきゃいけないというような事態が起こったときにどうしようかというふうに思いながら過ごすこともございます。そういう意味で子供さんを育てるということを市民の皆さん方大変苦労されていらっしゃる。その上に働きながら育てるということ、これからますますふえてくるし、そういう世の中になろうかと思えます。女性の方々が働きながら安心して育てられるような仕組みを構築していくことにつきましては議員と同じ考えを持っているつもりでございますので、これからも一生懸命やっていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） 市長から大変前向きな御答弁をいただきました。ぜひ具体的な方法をそれぞれの職員の皆さんから挙げながら、実施に向けて試行錯誤を繰り返していただきたいと思えます。

最後に少し要望も込めて今の大竹市の状況ですが、お昼過ぎの先輩議員の一般質問の中でも人口減少に歯どめがかかったのではないかといいうれしい内容の質問がございました。それを私も市広報で調べさせていただきまして、少し調査いたしました。まず年ごとの人口の比較をしてみました。これはここ数年間、何年間かは毎年大竹市の人口300人以上減っておりますが、平成24年度の4月から25年の4月の間では219人と、減り方が100人近く少なくなっております。これを人口減少に歯どめがかかりつつあると言ってもいいのかどうかというのは迷うところですが、さらに平成24年と平成25年の5月1日の人口を年齢別、地区別に調べてみました。年齢別では実はふえている年齢層がございます。ゼロ歳から9歳の年齢層の子。さらに30歳から34歳の年齢層の方たちが1年間で増加しております。地区別にみますと御園1丁目と小方ヶ丘の増加が顕著に見られます。一般質問までもう少し時間があれば地区別、年齢層別の傾向まで調べることはできますとは思いますが、詳細の分析は後日また、担当の方にお任せしたいと思っておりますが、要するに御園地区、小方ヶ丘地区に新たな団地が造成されて30歳前後のお父さん、お母さんたちが、10歳以下の子供たちがいる家族の方たちが居住されたので人口減少に歯どめがかかったと。大体恐らく多くの方がそうなるのではないかと想像していたと思うんですけども、数字的に見えてきているというふうに思います。

十

ということで、やはり子育て世代に住んでいただきたいということでは、特に病後児保育、また子育ての施策というのをしっかりと展開していただきたいと思います。この秋には栄町に商業施設が出店予定しておりまして、女性の職場がありがたいことにふえてくると思います。国勢調査によりますと、結婚している夫婦で男性も女性も働いている世帯は60%になるそうです。これは国勢調査のたびに右肩上がりでふえております。今後もふえていくと思います。働いている女性たちが大竹は子育てしやすいと感じていただくことが定住促進には欠かせないと思います。今回の病後児保育休止というマイナス要因をプラスに変えるためにも特に子育て世代、子育て施策については職員の英知を結集して進めたいと思います。先ほど市長の決意も聞きましたが、特に御答弁は求めませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（西川健三） この際お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、6月7日の本会議に一般質問を継続いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって一般質問は6月7日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって本日は、これにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。明日、6月7日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

16時19分 延会

(25. 6. 6)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月6日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会副議長 二階堂 博

大竹市議会議員 北 林 隆

大竹市議会議員 山 崎 年 一

+